

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年4月1日
(第3期) 至 平成23年3月31日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

(E03521)

第3期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

目 次

頁

第3期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【業績等の概要】	11
2 【生産、受注及び販売の状況】	14
3 【対処すべき課題】	14
4 【事業等のリスク】	15
5 【経営上の重要な契約等】	17
6 【研究開発活動】	18
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
第3 【設備の状況】	21
1 【設備投資等の概要】	21
2 【主要な設備の状況】	22
3 【設備の新設、除却等の計画】	24
第4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【自己株式の取得等の状況】	101
3 【配当政策】	102
4 【株価の推移】	102
5 【役員の状況】	103
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	109
第5 【経理の状況】	120
1 【連結財務諸表等】	121
2 【財務諸表等】	211
第6 【提出会社の株式事務の概要】	228
第7 【提出会社の参考情報】	229
1 【提出会社の親会社等の情報】	229
2 【その他の参考情報】	229
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	231

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月27日
【事業年度】	第3期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
【会社名】	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
【英訳名】	Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 石塚 邦雄
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目16番10号
【電話番号】	03(5843)5115
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理部長 山崎 茂樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目16番10号
【電話番号】	03(5843)5115
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理部長 山崎 茂樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期
決算年月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月
売上高 (百万円)	1, 426, 684	1, 291, 617	1, 220, 772
経常利益 (百万円)	35, 052	19, 730	27, 093
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	4, 683	△63, 521	2, 640
包括利益 (百万円)	—	—	△2, 654
純資産額 (百万円)	489, 740	425, 120	418, 152
総資産額 (百万円)	1, 351, 633	1, 238, 006	1, 237, 775
1 株当たり純資産額 (円)	1, 225. 85	1, 049. 09	1, 030. 60
1 株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	12. 08	△162. 51	6. 69
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	12. 07	—	6. 69
自己資本比率 (%)	35. 2	33. 4	32. 8
自己資本利益率 (%)	1. 0	△14. 3	0. 6
株価収益率 (倍)	62. 7	—	111. 9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18, 162	△3, 604	33, 211
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△27, 429	47, 443	△24, 419
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7, 116	△41, 688	11, 241
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	34, 749	37, 366	56, 649
従業員数	17, 352	14, 719	13, 988
(外 平均臨時雇用者数) (名)	(13, 373)	(13, 903)	(15, 162)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第 2 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額及び株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期
決算年月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月
営業収益 (百万円)	12, 058	12, 072	8, 334
経常利益 (百万円)	8, 491	6, 584	3, 724
当期純利益 (百万円)	7, 759	6, 209	2, 728
資本金 (百万円)	50, 006	50, 024	50, 047
発行済株式総数 (千株)	387, 859	394, 584	394, 630
純資産額 (百万円)	450, 534	457, 389	456, 103
総資産額 (百万円)	451, 467	458, 309	767, 846
1 株当たり純資産額 (円)	1, 159. 82	1, 156. 96	1, 153. 53
1 株当たり配当額 (円)	14. 00	10. 00	7. 00
(内 1 株当たり 中間配当額) (円)	(－)	(－)	(－)
1 株当たり当期純利益金額 (円)	20. 01	15. 89	6. 92
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	20. 00	15. 88	6. 92
自己資本比率 (%)	99. 6	99. 6	59. 3
自己資本利益率 (%)	1. 7	1. 4	0. 6
株価収益率 (倍)	37. 8	63. 2	108. 3
配当性向 (%)	70. 0	62. 9	101. 2
従業員数	143	284	265
(外 平均臨時雇用者数) (名)	(－)	(126)	(106)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第 1 期の 1 株当たり配当額14円には、特別配当 4 円を含んでおります。

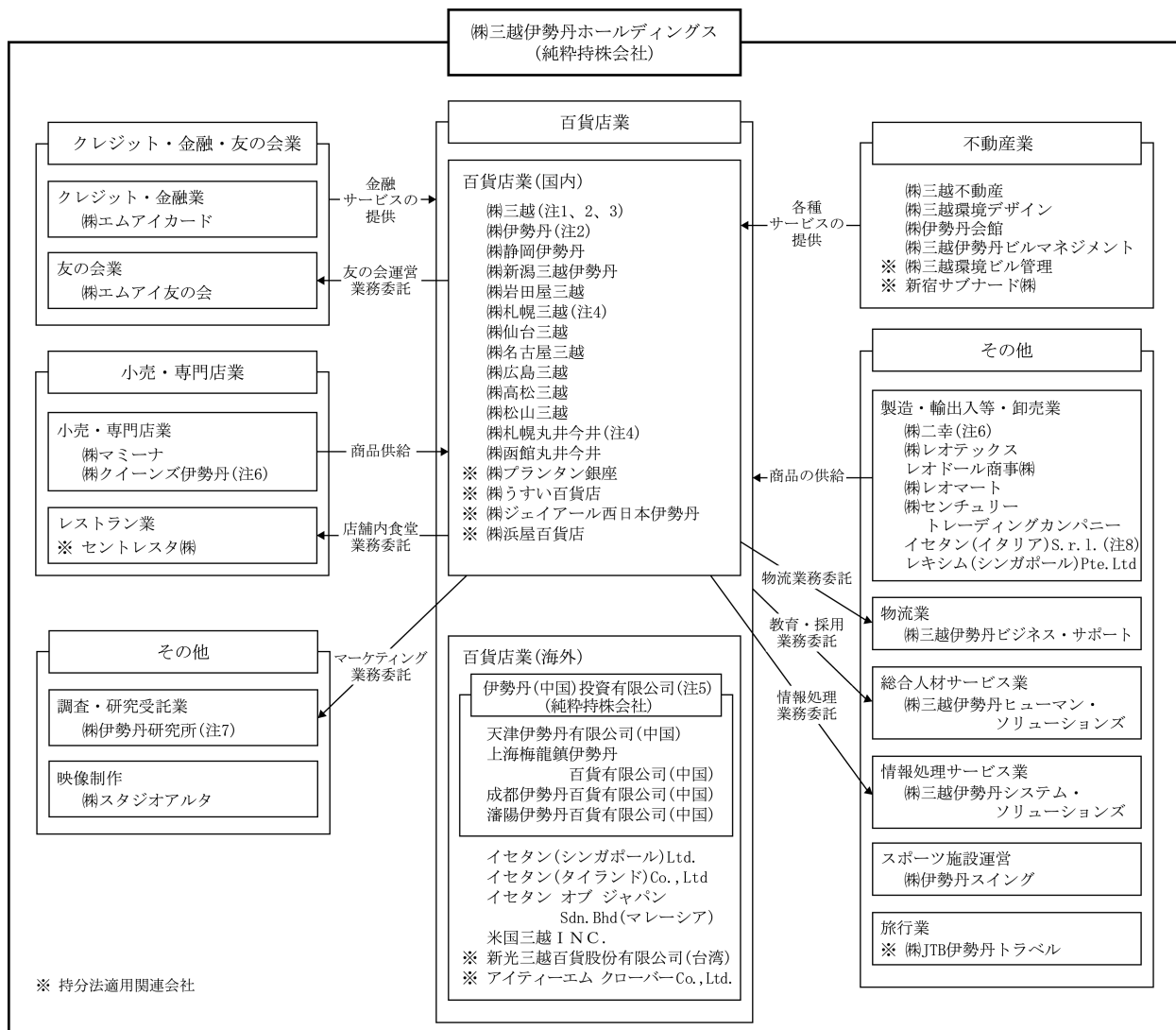
2 【沿革】

- 平成19年 8 月23日 株式会社三越と株式会社伊勢丹は株主総会の承認を前提として、株式移転により共同で持株会社を設立することについて合意に達し、両社取締役会において株式移転による経営統合に関する統合契約書を締結することを決議いたしました。
- 平成19年11月20日 両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により株式会社三越伊勢丹ホールディングスを設立し、両社がその完全子会社になることについて承認を受けました。
- 平成20年 4 月 1 日 両社が株式移転の方法により当社を設立いたしました。当社の普通株式を株式会社東京証券取引所に上場いたしました。
- 平成21年 6 月16日 当社と株式会社岩田屋は、両社取締役会において、当社を完全親会社、株式会社岩田屋を完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、両社の間で株式交換契約書を締結いたしました。
- 平成21年 6 月29日 平成21年 5 月29日に当社が設立した、株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井は、民事再生手続中の株式会社丸井今井との間で、株式会社札幌丸井今井が株式会社丸井今井の札幌事業を、株式会社函館丸井今井が株式会社丸井今井の函館事業を、それぞれ譲り受けることで合意し、丸井今井との間で各事業譲渡契約を締結いたしました。
- 平成21年10月 8 日 当社の普通株式を証券会員制法人 福岡証券取引所に上場申請をいたしました。
- 平成22年 3 月14日 当社は、株式会社伊勢丹の吉祥寺店の営業を終了いたしました。
- 平成22年 4 月 1 日 当社は、百貨店事業に関わる組織再編として、株式会社三越の札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店事業を吸収分割により各地域事業会社に承継させる地域事業会社化を行いました。株式会社新潟伊勢丹は株式会社三越の新潟店の事業を承継し、「株式会社新潟三越伊勢丹」となりました。
- 平成22年 9 月11日 株式会社三越の銀座店が増床リモデルオープンしました。
- 平成22年10月 1 日 株式会社岩田屋と株式会社福岡三越が合併し、「株式会社岩田屋三越」となりました。
- 平成23年 4 月 1 日 株式会社三越と株式会社伊勢丹が合併し、「株式会社三越伊勢丹」となりました。また、株式会社札幌丸井今井と株式会社札幌三越が合併し「株式会社札幌丸井三越」となりました。
- 平成23年 5 月 4 日 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹（持分法適用関連会社）は、JR大阪駅（大阪ステーションシティ）のノースゲートビルディングに「JR大阪三越伊勢丹」を開業いたしました。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び関係会社（連結子会社43社、持分法適用関連会社10社、非連結子会社17社、持分法非適用関連会社3社（平成23年3月31日現在））により構成され、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、小売・専門店業、不動産業及びその他の5事業を行っております。各事業における当社及び関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

事業内容等	主な会社名	会社数
百貨店業	(株)三越、(株)伊勢丹、(株)札幌三越、(株)札幌丸井今井、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)静岡伊勢丹、(株)新潟三越伊勢丹、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越、伊勢丹（中国）投資有限公司（中華人民共和国）、天津伊勢丹有限公司（中華人民共和国）、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司（中華人民共和国）、成都伊勢丹百貨有限公司（中華人民共和国）、瀋陽伊勢丹百貨有限公司（中華人民共和国）、イセタン（シンガポール）Ltd.、イセタン（タイランド）Co.,Ltd.、イセタンオブジャパンSdn. Bhd.（マレーシア）、米国三越INC.、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、(株)浜屋百貨店、アイティーエム クローバーCo.,Ltd.（タイランド）、(株)プラントアン銀座、(株)うすい百貨店、新光三越百貨股份有限公司（台湾）	連結子会社 22社 持分法適用関連会社 6社 非連結子会社 5社
クレジット・金融・友の会業	(株)エムアイカード、(株)エムアイ友の会	連結子会社 2社 持分法非適用関連会社 1社
小売・専門店業	(株)マミーナ、(株)クイーンズ伊勢丹、セントレスタ(株)	連結子会社 2社 持分法適用関連会社 1社
不動産業	(株)三越伊勢丹ビルマネジメント、(株)三越不動産、(株)三越環境デザイン、(株)伊勢丹会館	連結子会社 4社
その他	(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ、(株)伊勢丹スイング、(株)センチュリートレーディングカンパニー、(株)伊勢丹研究所、イセタン（イタリア）S. r. l.、レキシム（シンガポール）Pte. Ltd.、(株)二幸、(株)レオテックス、レオドル商事(株)、(株)レオマート、(株)スタジオアルタ、(株)三越伊勢丹ビジネス・サポート、(株)三越環境ビル管理、新宿サブナード(株)、(株)JTB伊勢丹トラベル	連結子会社 13社 持分法適用関連会社 3社 非連結子会社 12社 持分法非適用関連会社 2社



(注1)平成23年2月1日付で、(株)三越を存続会社として、(株)三越情報サービスと合併しております。

(注2)平成23年4月1日付で、(株)三越を存続会社として(株)伊勢丹と合併し、名称を(株)三越伊勢丹に変更しております。

(注3)(株)三越は、平成23年4月1日付で通信販売事業を(株)三越伊勢丹通信販売に承継しております。

(注4)平成23年4月1日付で、(株)札幌丸井今井を存続会社として(株)札幌三越と合併し、名称を(株)札幌丸井三越に変更しております。

(注5)伊勢丹(中国)投資有限公司は、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(注6)平成23年4月1日付で、(株)二幸を存続会社として(株)クイーンズ伊勢丹と合併し、名称を(株)三越伊勢丹フードサービスに変更しております。

(注7)平成23年4月1日付で、名称を(株)三越伊勢丹研究所に変更しております。

(注8)平成23年4月1日付で、名称をイセタン ミツコシ (イタリア) S. r. l. に変更しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)三越 ※4、6	東京都中央区	100	百貨店業	100.0	役員の兼任 4名
(株)伊勢丹 ※4、6	東京都新宿区	36,763	百貨店業	100.0	役員の兼任 4名
(株)札幌三越	北海道札幌市中央区	50	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名
(株)札幌丸井今井	北海道札幌市中央区	100	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名
(株)函館丸井今井	北海道函館市	50	百貨店業	100.0	
(株)仙台三越	宮城県仙台市青葉区	50	百貨店業	100.0	
(株)名古屋三越	愛知県名古屋市中区	50	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名
(株)静岡伊勢丹	静岡県静岡市葵区	100	百貨店業	100.0	
(株)新潟三越伊勢丹	新潟県新潟市中央区	100	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名
(株)広島三越	広島県広島市中区	50	百貨店業	100.0	
(株)高松三越	香川県高松市	50	百貨店業	100.0	
(株)松山三越	愛媛県松山市	50	百貨店業	100.0	
(株)岩田屋三越	福岡県福岡市中央区	100	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名
伊勢丹（中国）投資有限公司	中華人民共和国 上海市	米ドル 60,371,000	百貨店業（持株 会社）	100.0 (100.0)	
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国 天津市	米ドル 2,100,000	百貨店業	90.0 (90.0)	
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公 司	中華人民共和国 上海市	米ドル 5,000,000	百貨店業	80.0 (80.0)	
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 四川省成都市	米ドル 14,990,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 遼寧省瀋陽市	米ドル 12,950,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
イセタン（シンガポール） Ltd.	シンガポール シンガポール市	シンガポールドル 20,625,000	百貨店業	52.7 (52.7)	
イセタン（タイランド） Co.,Ltd. ※2	タイ バンコク市	バーツ 290,000,000	百貨店業	49.0 (49.0)	
イセタン オブ ジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール市	マレーシアリングギ 20,000,000	百貨店業	51.0 (51.0)	
米国三越INC.	アメリカ合衆国 ニューヨーク市	米ドル 25,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
(株)エムアイカード	東京都新宿区	1,100	クレジット・金 融・友の会業	100.0	
(株)エムアイ友の会	東京都千代田区	100	クレジット・金 融・友の会業	100.0 (100.0)	
(株)マミーナ	東京都新宿区	100	小売・専門店業	100.0 (100.0)	
(株)クイーンズ伊勢丹	東京都新宿区	100	小売・専門店業	100.0 (100.0)	
(株)三越不動産	東京都千代田区	100	不動産業	100.0 (100.0)	
(株)三越環境デザイン	東京都大田区	100	不動産業	100.0 (100.0)	
(株)三越伊勢丹ビルマネジメン ト	東京都新宿区	40	不動産業	100.0	
(株)伊勢丹会館	東京都新宿区	60	不動産業	100.0 (100.0)	

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
(株)二幸	東京都中央区	350	その他（製造・ 輸出入等・卸売 業）	100.0 (100.0)	
(株)レオテックス	東京都江東区	100	その他（製造・ 輸出入等・卸売 業）	100.0 (100.0)	
レオドル商事(株)	東京都中央区	100	その他（製造・ 輸出入等・卸売 業）	100.0 (100.0)	
(株)レオマート	東京都千代田区	10	その他（製造・ 輸出入等・卸売 業）	100.0 (100.0)	
(株)センチュリートレーディン グカンパニー	東京都新宿区	20	その他（製造・ 輸出入等・卸売 業）	80.0 (80.0)	
イセタン（イタリア）S. r. l.	イタリア ミラノ市	ユーロ 100,000	その他（製造・ 輸出入等・卸売 業）	100.0 (100.0)	
レキシム（シンガポール） Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール市	シンガポールドル 5,000,000	その他（製造・ 輸出入等・卸売 業）	100.0 (100.0)	
(株)三越伊勢丹ビジネス・サポ ート	東京都新宿区	50	そ の 他（物 流 業）	100.0	
(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソ リューションズ	東京都新宿区	100	その他（総合人 材サービス業）	100.0	
(株)三越伊勢丹システム・ソリ ューションズ	東京都新宿区	90	その他（情報処 理サービス業）	100.0	
(株)伊勢丹研究所	東京都新宿区	10	その他（調査・ 研究受託業）	100.0 (100.0)	
(株)スタジオアルタ	東京都新宿区	100	その他（映像制 作）	60.0 (60.0)	
(株)伊勢丹スイング	東京都新宿区	50	その他（スポー ツ施設運営）	100.0 (100.0)	
(持分法適用関連会社)					
(株)ブランタン銀座	東京都中央区	1,000	百貨店業	30.0 (30.0)	
(株)うすい百貨店	福島県郡山市	200	百貨店業	34.9 (34.9)	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	京都府京都市下京区	12,000	百貨店業	40.0	役員の兼任 1名
(株)浜屋百貨店	長崎県長崎市	250	百貨店業	27.0 (27.0)	
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市	台湾ドル 7,251,420,000	百貨店業	43.5 (43.5) 被所有割合 0.0	役員の兼任 2名
アイティーエムクローバー Co., Ltd.	タイ バンコク市	タイバーツ 11,000,100	百貨店業（持株 会社）	45.5 (45.5)	
セントレスタ(株)	東京都中央区	10	小売・専門店業 （レストラン 業）	33.4 (33.4)	

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
新宿サブナード㈱	東京都新宿区	3,600	不動産業	33.3 (33.3)	役員の兼任 1名
㈱三越環境ビル管理	東京都中央区	50	不動産業	33.4 (33.4)	
㈱JTB伊勢丹トラベル	東京都新宿区	98	その他(旅行業)	33.7 (33.7)	

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。なお()内は具体的な事業内容であります。

※2 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

※4 特定子会社であります。

5 住所は、登記上のものによっております。

※6 株式会社三越及び株式会社伊勢丹については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(百万円)

	㈱三越	㈱伊勢丹
① 売上高	280,714	365,923
② 経常利益	△2,127	10,728
③ 当期純利益	△14,925	3,312
④ 純資産額	33,398	127,501
⑤ 総資産額	434,625	251,187

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
百貨店業	11,486	(12,298)
クレジット・金融・友の会業	396	(569)
小売・専門店業	589	(1,286)
不動産業	328	(126)
その他	1,189	(883)
合計	13,988	(15,162)

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
265 (106)	45.5歳	22.4年	7,922,371

セグメントの名称	従業員数(名)	
百貨店業	241	(106)
不動産業	24	
合計	265	(106)

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、三越伊勢丹グループ労働組合(平成23年3月31日現在、22,221名)が組織されています。三越伊勢丹グループ労働組合は、伊勢丹労働組合並びに三越グループ労働組合連合会が平成22年6月18日付で統合して設立されました。

三越伊勢丹グループ労働組合は、日本サービス・流通労働組合連合に加盟しております。

会社と組合の関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)におけるわが国経済を取り巻く環境は、円高やデフレの継続により限定的ではあったものの、生産・輸出の回復や、雇用および個人消費の下げ止まり傾向が見られていました。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北各地に甚大な被害をもたらすとともに、日本経済全体にも計り知れない影響を及ぼしました。

百貨店業界におきましては、年度後半より一部に持ち直しの兆しも見え始めておりましたが、震災後には、消費マインドの減退や、関東における計画停電に伴う営業時間の短縮により、3月は大幅な減収に陥る企業も多く、通期でも厳しい状況となりました。

このような状況の下、当社グループは「常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアとなり、高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ」の実現に向け、三越伊勢丹グループ3ヶ年計画のローリングを行いました。3つの戦略骨子(Ⅰ顧客接点の再強化とお取引先との関係の見直し、Ⅱグループ基盤整備と構造改革の推進、Ⅲ成長事業の育成)を進化、深堀りし、売上高の伸張が厳しい中でも確実に利益を確保する仕組み作りを前倒しして推進しております。

以上の取り組みにより、当連結会計年度の連結業績は、売上高が1,220,772百万円(前連結会計年度比5.5%減)、営業利益は10,993百万円(前連結会計年度比163.1%増)、経常利益は27,093百万円(前連結会計年度比37.3%増)、当期純利益は2,640百万円(前連結会計年度は当期純損失63,521百万円)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

①百貨店業

中核の百貨店業では、下期に入り三越日本橋本店、伊勢丹新宿本店の売上高が前年実績を上回るようになり、グループ全体で回復基調にありました。また、平成22年9月11日に増床オープンした三越銀座店は、多くの新しいお客さまにご来店いただいております。売上高もおおむね計画通りに推移しておりました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、消費環境は急激に悪化し、3月は大きく前年を割り込み、通期でも前年を下回る結果となりました。

当連結会計年度におきましては、「百貨店事業の再編」及び「営業業務基盤の整備」を進めてまいりました。

百貨店事業の再編につきましては、三越地方店舗を、各地域で独立した事業運営会社として平成22年4月1日に分社化いたしました。これにより、各店は地元に密着した最適な営業施策を迅速に推進できる体制となっております。そして、株式会社三越(以下「三越」)と株式会社伊勢丹(以下「伊勢丹」)は、平成23年4月1日付で合併し、株式会社三越伊勢丹がスタートしております。今後も「三越」と「伊勢丹」の2つのブランドを最大限に活用するとともに、グループ全体の百貨店事業における利益の最大化を推進してまいります。

また、店舗が併存する新潟、福岡、札幌エリアでは、事業運営機能を一本化いたしました。

新潟エリアでは平成22年4月1日に株式会社新潟三越伊勢丹がスタートし、新潟伊勢丹と新潟三越を運営しております。平成22年10月1日からは福岡エリアで株式会社岩田屋三越(以下「岩田屋三越」)、平成23年4月1日からは札幌エリアで株式会社札幌丸井三越がそれぞれスタートしています。

以上の取り組みにより、百貨店事業の再編は完了しております。

なお、専門館事業で運営していた札幌アルタは、平成22年8月をもって営業を終了しております。

営業業務基盤の整備につきましては、三越及び三越地域事業会社に平成22年4月1日を以って伊勢丹の情報システムを導入し、あわせてハウスカードを統合いたしました。これによりグループ共通の営業業務基盤が整い、今後はシステムを活用しマーチャンダイジング業務の精度をより一層高め、お客様のご期待を上回る品揃えとサービスの実現を進めてまいります。

なお、東日本大震災以降、営業を一時中止しておりました株式会社仙台三越は、地域の皆さまのご支援をいただき、平成23年4月28日より全館で営業を再開しております。今後は商品の安定供給に努めるなど、被災地域の復興に向け社会的責務を果たしてまいります。

海外については、成長が期待できる中国・東南アジア地域において百貨店事業を拡大することで、グループ全体に貢献する収益基盤の構築を目指しております。中国・東南アジア各国では景気が回復し、増収増益となっております。

この結果、売上高は1,138,400百万円（前連結会計年度比5.2%減）、営業利益は13,991百万円（前連結会計年度比94.6%増）となりました。

②クレジット・金融・友の会業

クレジット・金融・友の会業におきましては、株式会社エムアイカード（以下「エムアイカード」）は平成22年4月1日より、三越と伊勢丹において共通のグループカードの運営を開始するとともに、平成22年10月1日からは岩田屋三越、株式会社札幌丸井今井、株式会社函館丸井今井もこれに加えて、グループ店舗全体で共通のサービスを提供できる体制を整えました。グループカード発行増に伴う百貨店・外部利用手数料収入の増加により増収となりましたが、カード発行にかかる一時費用が発生したことにより減益となりました。

また、株式会社三越友の会と株式会社イセタンクローバーサークルは、平成22年4月1日付でエムアイカードの子会社となった後、合併して株式会社エムアイ友の会（以下「エムアイ友の会」）としてスタートしております。さらに、エムアイ友の会は、平成22年10月1日付で岩田屋友の会株式会社を吸収合併することで、グループ全体の友の会運営を一元化し、友の会のお買物カードやお買物券の相互利用を可能といたしました。また、平成23年2月1日からは、若い年齢のお客さまにもより気楽にご利用いただける「6ヶ月積立Ki-Ra-Kuコース」の募集を開始し、友の会のさらなる利便性の向上と会員拡大を図っております。

この結果、売上高は22,990百万円（前連結会計年度比21.8%増）、営業損失は5,212百万円（前連結会計年度は営業損失3,628百万円）となりました。

③小売・専門店業

小売・専門店業におきましては、スーパーマーケット業の株式会社クイーンズ伊勢丹が、お客さまのご要望にお応えする品揃えや販売施策によるお客さま満足の向上と、運営の効率化に取り組みました。

この結果、売上高は52,190百万円（前連結会計年度比11.5%減）、営業利益は61百万円（前連結会計年度は営業損失232百万円）となりました。

なお、当社グループにおける食品の販売・製造・卸売に係る経営資源を集中化・効率化する観点から、平成23年4月1日付で、同社並びに食品製造・卸売業を営む株式会社二幸は合併し、株式会社三越伊勢丹フードサービスがスタートしております。

④不動産業

不動産業におきましては、平成22年4月1日付で、ビル管理業の株式会社伊勢丹ビルマネジメントサービスの株式を、伊勢丹から当社に移管し、株式会社三越伊勢丹ビルマネジメントに名称変更し、営業支援業務の構築に取り組みしました。

この結果、売上高は29,222百万円（前連結会計年度比7.1%増）、営業利益は1,578百万円（前連結会計年度比131.4%増）となりました。

⑤その他

その他におきましては、物流業の株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポート、人材サービス業の株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ等の営業支援機能を担うグループ会社が、生産性の高い業務基盤の構築に取り組みしました。

この結果、売上高は84,998百万円（前連結会計年度比10.7%減）、営業利益は2,156百万円（前連結会計年度比338.8%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて19,282百万円増加し、56,649百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比べて収入が36,815百万円増加し、33,211百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が増加したことなどによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比べて支出が71,863百万円増加し、24,419百万円の支出となりました。これは主に、三越銀座店の増床オープンなどに伴い、有形固定資産の取得による支出が6,683百万円増加し、さらに前連結会計年度は固定資産の売却による収入が68,368百万円あったことなどによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比べて収入が52,930百万円増加し、11,241百万円の収入となりました。これは主に、社債の発行などにより有利子負債が増加したことなどによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社及び当社の関係会社においては、その他事業の一部に実績がありますが、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

(2) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前連結会計年度比 (%)
百貨店業	1,138,044	△5.2
クレジット・金融・友の会業	9,869	6.5
小売・専門店業	42,909	△13.5
不動産業	12,651	△16.5
その他	17,296	0.7
合計	1,220,772	△5.5

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

今後につきましては、被災地の復興を通じた日本経済全体の早期回復が望まれますが、財政問題等を含め我が国の乗り越えるべき課題は数多くあり、経済環境は極めて不透明な状況が続くと思われます。

また、小売業界におきましては、震災後の心理的な買い控えもある中で、政策的な停電や放射能事故の影響等で消費活動が停滞することも予測されます。

しかしながら、このような状況にあるからこそ、当社グループは「お客さまが欲しいものを、欲しいときに、提供する」、「お客さまに感動していただく」という、いつの時代においても変わらぬ小売業の役割を、ひとつひとつ実行し、積み重ねることで、お客さまのご期待を超える商品とサービスを提供してまいります。

さらに、お客さまの真のご要望を迅速かつ的確に把握する力を高めるとともに、商品仕入れにおける無駄を極力排除することで、適時適品を価値に見合った価格でご提供できる当社独自の仕入構造改革をはじめとした、百貨店ビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。

また、中国・東南アジア地域における百貨店事業の拡大に挑むとともに、百貨店としての強みを活かすことで、WEB・宅配をはじめ、お客さまの暮らしに深く係わるソリューション事業の開拓・拡大に注力してまいります。

当社グループは、以上を当面の重点課題に掲げるとともに、日々店頭にてお客さまと向きあうことで、常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、お客さまにとってなくてはならない「マイデパートメントストア」となることを目指してまいります。

4 【事業等のリスク】

本報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。但し、将来の業績や財政状態に与えるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。また、文中における将来に関する事項は当社グループが判断したものであります。

(1) 需要動向におけるリスク

当社グループの主要なセグメントである、百貨店業及び小売・専門店業の需要は、事業展開する国内・海外各国における気候状況や景気動向・消費動向等の経済情勢、同業・異業態の小売業他社との競争状況等に大きな影響を受けます。従って、これらの要因により、当社グループの業績や財務状況に、悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外の事業展開におけるリスク

当社グループのセグメントのうち、百貨店業は東南アジア、中国、台湾、米国で店舗を営業しています。これらの売上高、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のため円換算されています。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける場合があります。

また、海外における事業展開には、以下のようないくつかのリスクが内在しています。

- 1) 予期しない法律または規制の変更
- 2) 不利な政治または経済要因
- 3) 潜在的に不利な税制度
- 4) テロ、戦争、その他の要因による社会的混乱

(3) 公的規制におけるリスク

当社グループは、事業展開をする各国において、事業・投資の許可等、さまざまな政府規制の適用を受けています。また、独占禁止、消費者、租税、為替管理、環境・リサイクル関連の法規制の適用も受けています。これらの規制を遵守できなかった場合、当社グループの活動が制限される可能性や、費用の増加につながる可能性があります。また、将来の消費税率の引き上げ等による個人の消費動向への影響も懸念されます。従って、これらの規制は、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害・事故におけるリスク

当社グループのうち、百貨店業や小売・専門店業においては、店舗による事業展開を行っています。このため、自然災害・事故等により、店舗の営業継続に悪影響をきたす可能性があります。

平成23年3月11日に発生し、日本経済に甚大な被害を与えた東日本大震災は、当社グループにも直接的な被害を与えましたが、今後も電力の使用制限や不透明な消費動向など、当社グループの営業活動に影響をおよぼす可能性があります。

当社グループでは、「地震災害対策基本計画」をもとに今回の震災を踏まえた、大地震発生時の対応及び事業継続に積極的に取り組んでおります。しかし、東京直下型の大地震が発生した場合、首都圏に基幹店が集中している当社グループは、従業員及び建物等に甚大な被害を被る恐れがあり、それにより当社グループの業績や財務状況に深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。

また火災については、消防法に基づいた火災発生の防止を徹底して行っています。しかし、店舗において火災が発生した場合、被害者に対する損害賠償責任、従業員の罹災による人的資源の喪失、建物等固定資産や棚卸資産への被害、消防法による規制等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 商品取引におけるリスク

当社グループでは、百貨店業や小売・専門店業において、消費者向け取引を行っています。これらの事業において欠陥商品や食中毒を引き起こす商品等、瑕疵のある商品を販売した場合、公的規制を受ける可能性があるとともに、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等による費用が発生する場合があります。更に消費者からの信用失墜による売上高の減少等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループでは、百貨店業の外商部門やその他事業の卸売業を中心として、法人向けの取引を行っています。これらの事業は契約先1社当たりの販売額が高額であり、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等により費用が発生した場合や、契約先の倒産による売掛金の回収が不能となった場合の費用の発生等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) データ・センター運用上のリスク

当社グループが事業を展開するための各種システムは、主にデータ・センターのコンピューター設備で一括管理しています。当該データ・センターでは、電源・通信回線の二重化、耐震工事、不正侵入抑止等の対策を講じていますが、完全にリスク回避できるものではありません。自然災害や事故等により甚大な設備の損壊があった場合、通信回線や電力供給に支障が出た場合、不正侵入や従業員の過誤による障害が起きた場合、業務の遂行に支障をきたし、グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループではこれらのデータ・センター運用上のリスクを軽減するため、各種システムを現状よりも安全性の高いデータ・センター仕様の外部施設へ移転しました。また、関東以外の地区に小規模のバックアップセンターを設置し、本センター被災時に店頭営業に必要な最低限のオンラインを提供できるようにしております。

(7) 顧客情報の流出におけるリスク

当社グループでは百貨店業及び小売・専門店業、クレジット・金融・友の会業、情報処理サービス業を中心に、顧客の個人情報保有・処理しています。これらの個人情報の管理は社内管理体制を整備して、厳重に行っていますが、犯罪等により外部に漏洩した場合、顧客個人に支払う損害賠償による費用の発生や、当社グループの社会的信用の失墜による売上高の減少が考えられ、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

I. 新宿三越アルコットの外部一括賃貸について

当社は、平成23年3月25日開催の取締役会において、株式会社三越がテナント集積型店舗の都市型ファッションビルとして運営してまいりました新宿アルコット店を外部一括賃貸とすることについて決議を行い、同年3月31日付で定期建物賃貸借契約を締結しました。

(1) 賃貸の理由

当社は、従来から経営資源の選択と集中の観点から、全ての投資計画、保有資産および事業について、慎重に見直しを進めております。新宿エリアは当社の戦略上最重要のエリアの一つであり、新宿アルコット店もそのエリアに立地する優良資産であります。

将来的に当社グループの戦略拠点として資産を保持しながら、伊勢丹新宿本店等のリモデルや成長事業の育成など、3ヶ年計画を強力に進めるための投資資金をより多く、かつ確実に確保するため、一括賃貸することといたしました。

(2) 賃貸の内容

- | | |
|--------|-------------------------------|
| ① 賃貸内容 | 新宿アルコット店 本館、別館一部（B 4 F・B 3 F） |
| ② 所在地 | 東京都新宿区新宿三丁目29番1号 |
| ③ 契約形態 | 定期建物賃貸借契約（契約期間10年） |
| ④ 契約期間 | 平成24年7月1日から平成34年6月30日まで |

(3) 賃貸先の概要

- | | |
|----------|--------------------------------|
| ① 商号 | 株式会社ビックカメラ |
| ② 本店所在地 | 東京都豊島区高田三丁目23番23号 |
| ③ 代表者 | 代表取締役社長 宮嶋 宏幸 |
| ④ 当社との関係 | 当社と株式会社ビックカメラとの間には資本的関係はありません。 |

(4) 契約締結日

平成23年3月31日

II. 百貨店事業の再編について

当社は、平成22年8月23日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社岩田屋（以下「岩田屋」）と株式会社福岡三越（以下「福岡三越」）との間において、岩田屋を存続会社とし、福岡三越を消滅会社とする吸収合併を平成22年10月1日に実施しました。

また、平成23年1月28日開催の取締役会において、平成23年4月1日を期して、株式会社三越（以下「三越」）と株式会社伊勢丹が合併し、本合併の効力発生日をもって合併会社の商号を「株式会社三越伊勢丹」（以下「三越伊勢丹」）に変更することを決議しました。併せて、同日において株式会社札幌丸井今井と株式会社札幌三越が合併し、その効力発生日をもって合併会社の商号を「株式会社札幌丸井三越」とすることを決議しました。さらに、同日において株式会社岩田屋三越の固定資産及び商品券に関する資産負債を、その効力発生日をもって三越伊勢丹へ吸収分割することを決議しました。詳細は、「第5 経理の状況（1）連結財務諸表」の重要な後発事象を参照して下さい。

Ⅲ．周辺事業への取組みについて

当社は、グループ内組織再編の一環として、平成22年6月28日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社岩田屋（以下「岩田屋」）における岩田屋友の会株式会社（以下「岩田屋友の会」）に係る経営管理及び営業支援業務を岩田屋から株式会社エムアイカード（以下「エムアイカード」）に承継させる吸収分割、並びに株式会社エムアイ友の会（以下「エムアイ友の会」）と岩田屋友の会との間において、エムアイ友の会を存続会社とし、岩田屋友の会を消滅会社とする吸収合併を平成22年10月1日に実施しました。

また、平成23年1月28日開催の取締役会において、平成23年4月1日を期して、株式会社二幸と株式会社クイーンズ伊勢丹が合併してグループ内の食品子会社を統合すること、三越から通信販売事業を会社分割して専門子会社化することも合わせて決議し、グループ内の百貨店事業、小売・専門店事業に係る組織再編を実施することとしました。詳細は、「第5 経理の状況（1）連結財務諸表」の重要な後発事象を参照して下さい。

6 【研究開発活動】

特に記載する事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は、原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債や収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5「経理の状況」の1「連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績分析

①概要

当社グループの当連結会計年度の経営成績の概要として、連結売上高は1,220,772百万円（前連結会計年度比5.5%減）、連結営業利益は10,993百万円（前連結会計年度比163.1%増）、連結経常利益は27,093百万円（前連結会計年度比37.3%増）を計上しました。特別損益及び税金費用等を控除した連結当期純利益は2,640百万円（前連結会計年度は当期純損失63,521百万円）となりました。以下、連結財務諸表に重要な影響を与えた要因について分析します。

②売上高

連結売上高は、1,220,772百万円となりました。中核の百貨店業では、平成22年9月11日に三越銀座店が増床オープンし、売上高もおおむね計画通りに推移するなど増収要因もありましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、消費環境は急激に悪化し、3月は大きく前年を割り込み、通期でも国内百貨店計で前年を下回る結果となりました。一方海外においては、中国・東南アジア各国では景気が回復し、前年同期実績を上回りました。

③販売費及び一般管理費

連結の販売費及び一般管理費は331,012百万円（前連結会計年度比7.2%減）となりました。経費削減に努めた結果、各社とも前年実績を下回る実績となりました。

④営業外損益

営業外損益は16,100百万円の利益となりました。営業外収益には負ののれん償却額13,234百万円、持分法による投資利益4,503百万円を計上しました。

⑤特別損益

特別利益として829百万円を計上しました。主に投資有価証券売却益774百万円などです。特別損失として21,349百万円を計上いたしました。主に資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額5,522百万円、減損損失10,449百万円などです。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は1,237,775百万円となり、前連結会計年度末に比べ230百万円減少しました。これは主に、株価下落に伴う投資有価証券の減少や資産除去債務に関する会計基準適用に伴う差入保証金の減少などによるものです。

負債合計では819,622百万円となり、前連結会計年度末から6,737百万円増加しました。これは主に、社債の発行による資金の調達があったことなどによるものです。

また、純資産は418,152百万円となり、前連結会計年度末から6,967百万円減少しました。これは主に、その他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定が減少したことなどによるものです。

(4) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、56,649百万円となりました。これは営業活動によるキャッシュ・フロー（33,211百万円の収入）、財務活動によるキャッシュ・フロー（11,241百万円の収入）に現金及び預金を加え、投資活動によるキャッシュ・フロー（24,419百万円の支出）に充当した結果によるものです。

(5) 戦略的現状と見通し

グループ中期経営計画「三越伊勢丹グループ3ヶ年計画（平成23年度～25年度）」では、以下の3つの戦略骨子を掲げております。

『戦略骨子Ⅰ』顧客接点の再強化とお取引先との関係の見直し（百貨店ビジネスモデル改革）

百貨店の最大の役割である、「お客さまのご要望に応じて商品・サービスを適時適品で提案し、新たな需要を創造すること」の実現は、旧来のやり方では難しくなっています。この状況を打破するため、サプライチェーン全体の流れを見直し、①顧客接点における本来の役割を徹底して果たすことで、変化するお客さまの価値観・ご要望を迅速かつ的確に把握し、適時適品を実現すること、②お買場主導権の確保を手始めに、お取引先との関係を見直し、部分的には川上まで遡って取引構造を改革することで、徹底して無駄をなくし、商品価値の向上や機会ロスの削減、新しい商品やサービスの創造を行うこと、③①、②を支える仕組みを構築することの3点に取組んでまいります。

『戦略骨子Ⅱ』グループ基盤整備と構造改革の推進

喫緊の課題として、急速に低下している企業体力を建て直すため、「首都圏事業会社統合」「地域事業会社化、併存エリア一体運営」を推進してまいりましたが、今後も「関連会社・周辺事業の見直し」等を実効かつ迅速に進め、グループ資源を最大限活用し、当初目指していた以上の統合効果を創出し、早期の収益回復を図ってまいります。

『戦略骨子Ⅲ』成長事業の育成

従来型の百貨店市場が縮小する中で、グループとして、安定した収益を生み出し、存続していくためには、国内百貨店事業だけではなく、高収益で成長可能性のある事業を育成していくことが必要となります。現時点で一定のノウハウ蓄積があり、かつ、早期に成果を刈り取ることができる可能性が高い、①アジア百貨店事業、②カード事業、③ソリューションビジネスに焦点を絞り、重点的に資源を投入しながら強化を進めてまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、百貨店業を中心に全体で32,937百万円の設備投資を実施しました。主な内訳は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)
百貨店業	27,443
クレジット・金融・友の会業	2,719
小売・専門店業	369
不動産業	447
その他	2,749
調整額（注）	△791
合計	32,937

（注）調整額△791百万円はセグメント間未実現利益であります。

百貨店業においては、㈱三越の各店改修工事等で19,007百万円、㈱伊勢丹の各店改修工事等で4,749百万円の投資を実施しました。

クレジット・金融・友の会業においては、㈱エムアイカードが、グループカード発行等に伴うソフトウェアの取得で2,355百万円の設備投資を実施しました。

その他においては、情報処理サービス業の㈱三越伊勢丹システム・ソリューションズが、システム統合に伴うソフトウェア関連の取得で、1,025百万円の設備投資を実施しました。

なお、所要資金については、自己資金及び借入金等により充当しました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
㈱三越伊勢丹ホールディングス (東京都中央区)	—	事務所等	—	— (—)	1	1	265 [106]

- (注) 1 所在地は、登記上のものによっております。
2 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
3 従業員数の[]は、臨時従業員数（主として1日8時間換算）を外書しております。

(2) 国内子会社

平成23年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
㈱伊勢丹	本社等 (東京都新宿区等)	百貨店業	事務所等	11,177	11,335 (24)	909	23,422	835 [376]
㈱伊勢丹	本店 (東京都新宿区)	百貨店業	店舗等	29,845	19,848 (21)	3,079	52,773	1,176 [2,008]
㈱伊勢丹	立川店 (東京都立川市)	百貨店業	店舗等	2,138	— (—)	213	2,351	121 [628]
㈱伊勢丹	松戸店 (千葉県松戸市)	百貨店業	店舗等	617	— (—)	224	842	122 [461]
㈱伊勢丹	浦和店 (埼玉県さいたま市浦和区)	百貨店業	店舗等	8,617	5,254 (5)	597	14,469	158 [614]
㈱伊勢丹	相模原店 (神奈川県相模原市)	百貨店業	店舗等	3,312	5,030 (10)	301	8,644	120 [503]
㈱伊勢丹	府中店 (東京都府中市)	百貨店業	店舗等	555	— (—)	232	787	100 [421]
㈱三越	本店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	28,835	97,203 (12)	921	126,959	1,338 [864]
㈱三越	銀座店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	33,713	81,736 (4)	2,038	117,488	450 [219]
㈱三越	千葉店 (千葉県千葉市中央区)	百貨店業	店舗等	211	— (—)	116	327	127 [285]
㈱三越	新潟三越店 (新潟県新潟市中央区)	百貨店業	店舗等	1,561	1,959 (4)	88	3,610	79 [185]
㈱三越	仙台三越店 (宮城県仙台市青葉区)	百貨店業	店舗等	769	3,803 (3)	224	4,798	198 [288]
㈱三越	札幌三越店 (北海道札幌市中央区)	百貨店業	店舗等	2,992	6,900 (3)	121	10,014	205 [325]
㈱三越	名古屋三越栄店 (愛知県名古屋市中区)	百貨店業	店舗等	7,453	11,509 (3)	310	19,273	412 [346]
㈱三越	名古屋三越星ヶ丘店 (愛知県名古屋市中千種区)	百貨店業	店舗等	914	— (—)	100	1,014	88 [171]
㈱三越	広島三越店 (広島県広島市中区)	百貨店業	店舗等	635	684 (1)	59	1,379	104 [170]
㈱三越	高松三越店 (香川県高松市)	百貨店業	店舗等	4,744	2,953 (7)	169	7,867	127 [390]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
㈱三越	松山三越店 (愛媛県松山市)	百貨店業	店舗等	6,359	1,968 (7)	226	8,555	103 [290]
㈱三越	福岡三越店 (福岡県福岡市中央区等)	百貨店業	店舗等	—	— (—)	13	13	140 [393]
㈱静岡伊勢丹	静岡伊勢丹等 (静岡県静岡市葵区等)	百貨店業	事務所等	232	— (—)	23	255	177 [271]
㈱新潟三越伊勢丹	新潟伊勢丹等 (新潟県新潟市中央区等)	百貨店業	事務所等	369	15 (0)	44	429	327 [377]
㈱岩田屋三越	本店等 (福岡県福岡市中央区等)	百貨店業	店舗等	8,052	1,121 (3)	424	9,598	883 [887]
㈱札幌丸井今井	本店等 (北海道札幌市中央区)	百貨店業	店舗等	2,960	7,631 (9)	387	10,978	247 [447]
㈱函館丸井今井	本店等 (北海道函館市)	百貨店業	店舗等	483	474 (5)	104	1,062	39 [125]
㈱クイーンズ 伊勢丹	笹塚店等 (東京都渋谷区等)	小売・専門店 業	店舗等	736	— (—)	339	1,075	495 [1,033]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(3) 在外子会社

平成22年12月31日現在

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
イセタン(シンガポール) Ltd.	シンガポール シンガポール市	百貨店業	店舗等	2,636	1,084 (3)	1,975	5,696	568 [314]
イセタンオブ ジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール 市	百貨店業	店舗等	1,874	— (—)	393	2,268	497 [94]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

三越伊勢丹グループの3ヶ年計画（平成23年度～25年度）に基づき、設備投資については、以下の重点戦略に沿って取り組んでまいります。

①顧客接点の再強化とお取引先との関係見直し（百貨店ビジネスモデル改革）

②グループ基盤整備と構造改革の推進

③成長事業の育成

当連結会計年度末現在における重要な設備、改修等に係る投資予定額はおよそ25,200百万円であります。

重要な設備の新設、改修等の計画は、以下のとおりであります。

改修

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
㈱三越伊勢丹（注）	東京都 新宿区 他	百貨店業	リモデル等	13,200	—	銀行借入等	平成23年 4月	平成24年 3月	—

（注）平成23年4月1日付で、㈱三越と㈱伊勢丹は合併し、名称を㈱三越伊勢丹に変更しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	394,630,834	394,701,914	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	394,630,834	394,701,914	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社三越及び株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第1回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,538 ※1	2,488 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	253,800	248,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,162 ※2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成24年 6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,162 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第 1 回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第 1 回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 4 年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第 1 回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から 6 ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの 1 人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から 2 年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第 1 回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であつた被相続人が死亡した日から 2 年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	同左

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第3回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,147 ※1	2,147 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	214,700	214,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,378 ※2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成23年 6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,378 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。新株予約権者が株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。新株予約権者が株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	い。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	同左

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第4回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,720 ※1	3,720 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	372,000	372,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,560 ※2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成24年 6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,560 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合は、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	い。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	同左

※1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
 なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

※2 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額の調整を行うものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(1円未満の端数は切り上げ)

また、当社が時価を下回る行使価額で当社の普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合に

は、次の算式により行使価額を調整するものとする(新株予約権及び平成13年以前に当社取締役及び使用人に付与された新株引受権の権利行使の場合を除く。)。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(1円未満の端数は切り上げ)

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第5回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,150 ※3	4,150 ※3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	415,000	415,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,829 ※4	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月9日から平成25年8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,330 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)2年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	(1) 従業員の地位を平成19年 3 月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 従業員の地位を平成19年 3 月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前 2 号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日)において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 2 年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日)において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 2 年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より 6 ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を 1 人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第 5 回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第 5 回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から 2 年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。 ② 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ③ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	④ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えた当社が認めた場合。 ⑤ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併	同左

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	同左

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第6回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,520 ※3	5,520 ※3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	552,000	552,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,952 ※4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から平成26年8月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,391 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第6回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 取締役の地位を平成20年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 取締役の地位を平成20年3月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	(6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より 6 ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を 1 人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第 6 回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第 6 回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から 2 年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第 6 回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 執行役員の地位を平成20年 3 月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 執行役員の地位を平成20年 3 月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前 2 号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から) 2 年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹と	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	の委任契約を締結する場合 には、この限りではなく、 その場合は、最終的に当社 又は伊勢丹の取締役の地位 を喪失した日(新株予約権 の交付の日において既に地 位を喪失している場合に は、当該地位喪失日)から 2年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承 認を得ずに当社又は伊勢丹 と競業関係にある会社(当 社が認める会社を除く。) の役員、従業員、嘱託(派 遣社員を含む。)、顧問、 相談役、代表者又はコンサ ルタントその他名称の如何 に係わらず、その職務に就 いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された執 行役員が死亡したときは、 死亡の日より6ヶ月以内に 新株予約権を相続により承 継する者を1人に限定し、 且つ当社の代表取締役が定 める必要書類を当社の代表 取締役が定める部署に提出 できなかった場合又は承継 者(株式会社伊勢丹第6回 新株予約権を相続により承 継して新株予約権者となっ た者を含む。)が死亡した 場合若しくは新株予約権を 付与された執行役員が死亡 した日(新株予約権者が株 式会社伊勢丹第6回新株予 約権を相続により承継した 者である場合には、執行役 員であった被相続人が死亡 した日)から2年以内に行 使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた 場合。 ① 当社又は伊勢丹の執行役 員規程に定める執行役員 の欠格事由に該当した場 合。 ② 当社又は伊勢丹の執行役 員規程に基づき執行役員 を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサ イダー取引防止規程に違 反したと当社が認めた場 合。 ④ 新株予約権の内容又は割 当契約の規定に違反した と当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務 に違反する行為を行い、 当社又は伊勢丹に著しい 損害を与えたと当社が認 めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の 信用を毀損する行為を行 ったと当社が認めた場 合。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第 6 回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。 (1) 従業員の地位を平成20年 3 月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 従業員の地位を平成20年 3 月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前 2 号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 2 年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 2 年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より 6 ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を 1 人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第 6 回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第 6 回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から 2 年以内に行使しない場合。	同左

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の行使の条件	(7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。 ② 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ③ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ④ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑤ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	同左

※ 3 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
 なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘定の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

※ 4 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法

等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。

さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第8回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	208 ※5	208 ※5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	208,000	208,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,359 ※6	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成23年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,359 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が株式会社伊勢丹第 8 回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から 2 年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第 8 回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第 8 回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 4 年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 4 年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第 8 回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から 6 ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの 1 人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から 2	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	年間に限りその行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第 8 回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から 2 年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第 8 回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第 8 回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 4 年間に限り新株予約権の行使を認める。 当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 4 年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第 8 回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から 6 ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの 1 人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継さ	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	れない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	同左

※ 5 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

※ 6 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法

等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。

さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第9回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	49 ※ 7	49 ※ 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,660	16,660
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,174 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの1人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。 また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成17年6月1日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限って、当該役員の地位を喪失した日から5年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	同左

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第10回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	32 ※ 7	24 ※ 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,880	8,160
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成27年 5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,170 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの1人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。 また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成18年6月1日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限って、当該役員の地位を喪失した日から5年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。	同左

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	38 ※ 7	25 ※ 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,920	8,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年 4 月 1 日から平成28年 5 月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,165 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 新株予約権者が平成27年 5 月31日まで当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、平成27年 6 月 1 日から平成28年 5 月31日まで新株予約権を行使することができるものとする。 (3) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画の承認議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日間新株予約権を行使することができるものとする。 (4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。 (5) 相続人による新株予約権の行使 (a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの1人に限定するものとし、承継者は下記(b)に掲げる書類を下記(b)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。承継者は、新株予約権を行使することが	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	できる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。 (b) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日1年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。 ① 除籍謄本等(発行後3ヶ月以内のものに限る。) ② 承継者の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。) ③ 遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類 ④ 承継者の氏名及び住所を証する書面 ⑤ その他当社が指定する書面 (c) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から1年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(b)柱書に定める1年間を経過する日までに上記(b)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

※ 7 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社につき付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第12回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の数(個)	12 ※ 8	6 ※ 8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,080	2,040
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年 4月 1日から平成28年 5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,165 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は以下のア)またはイ)に定める場合(ただし、イ)については、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 ア) 新株予約権者が平成27年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成27年 6月 1日から平成28年 5月31日 イ) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画承認の議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間 (3) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。 (4) 相続人による新株予約権の行使 (a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	1 人に限定するものとし、承継者は下記(c)に掲げる書類を下記(c)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。 (b) 承継者は、新株予約権を行使することができる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。 (c) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日1年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。 ① 除籍謄本等(発行後3ヶ月以内のものに限る。) ② 承継者の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。) ③ 遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類 ④ 承継者の氏名及び住所を証する書面 ⑤ その他当社が指定する書面 (d) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から1年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(c)柱書に定める1年間を経過する日までに上記(c)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。 (5) 新株予約権者又は承継人は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載時点以降、新株予約権を行使することはできないものとする。 (a) 当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかを解任された場合 解任された時点	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	(b) 上記(a)以外の場合において、当社又は当社の子会社の取締役会が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないとしたと認めた事由が生じた場合 当社又は当社の子会社がその旨決議した時点 (c) 新株予約権者が死亡した場合で、以下のア)又はイ)に該当した場合 ア) 新株予約権者に承継者がいない場合 新株予約権者が死亡した時点 イ) 承継者が上記(4)(c)に従い(4)(c)の各号に掲げる書類のいずれかを提出しなかった場合 (4)(c)柱書に定める1年間を経過する日が経過した時点 (d) 承継者が以下のア)又はイ)に該当した場合 ア) 承継者が上記(4)(c)に定める期間内に新株予約権を行使しなかった場合 当該期間が満了した時点 イ) 承継者が新株予約権の承継後でかつ権利行使する以前に死亡した場合 承継者が死亡した時点 (e) 新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合 審判を受けた時点 (f) 新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を受けた時点	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。	同左

※ 8 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式の分割又は株式の併合の比率に応じ比例的に調整する。

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が資本金の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。

ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権(提出会社発行)

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の数(個)	975 ※9	684 ※9
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	97,500	68,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年 4月 1日から平成38年 2月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限り、権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。 (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。 (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	(5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。 (a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合 (b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 (c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 (d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 イ) 会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員欠落事由に該当した場合 ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合 ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合 ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合 ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合 ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合 上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 (9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	同左

※ 9 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第14回新株予約権(提出会社発行)

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	2, 426 ※10	2, 098 ※10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	242, 600	209, 800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年 4 月 1 日から平成38年 2 月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限り、権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。 (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。 (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。	同左

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の行使の条件	(5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。 (a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合 (b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 (c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 (d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 イ) 会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠落事由に該当した場合 ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合 ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合 ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合 ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合 ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a) 記載の資本金等増加限度額から上記a) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 (9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	同左

※10 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第15回新株予約権(提出会社発行)

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の数(個)	930 ※11	930 ※11
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93,000	93,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年 3月 1日から平成39年 2月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 970 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限り、権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。 (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。 (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。	同左

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の行使の条件	(5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。 (a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合 (b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 (c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 (d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 イ) 会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠落事由に該当した場合 ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合 ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合 ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合 ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合 ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合 上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 (9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	同左

※11 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第16回新株予約権(提出会社発行)

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	1,966 ※12	1,966 ※12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	196,600	196,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年 3 月 1 日から平成39年 2 月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 970 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たりのもので一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限り、権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。 (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。 (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。	同左

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の行使の条件	(5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。 (a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合 (b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 (c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 (d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合 イ) 会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員欠落事由に該当した場合 ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合 ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合 ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合 ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合 ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合 上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。	同左

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a) 記載の資本金等増加限度額から上記a) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 (9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。	同左

※12 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日 (注) 1	387,848	387,848	50,000	50,000	12,500	12,500
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注) 2	10	387,859	6	50,006	6	12,506
平成21年10月15日 (注) 3	6,690	394,571	—	50,016	5,847	18,364
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注) 2	34	394,584	18	50,024	18	18,372
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注) 2	46	394,630	23	50,047	23	18,395

(注) 1 会社設立によるものです。

2 新株予約権の権利行使による増加であります。

3 平成21年10月15日付で岩田屋の普通株式1株に対して、当社の株式0.3株を割当てる株式交換を行ったことによる増加であります。

4 平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が71千株、資本金が32百万円及び資本準備金が32百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

平成28年6月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	88	41	1,173	379	60	140,342	142,084	—
所有株式数 (単元)	32	1,166,612	79,473	711,777	765,903	225	1,194,227	3,918,249	2,805,934
所有株式数の 割合(%)	0.00	29.77	2.03	18.17	19.54	0.01	30.48	100.00	—

(注) 1 自己株式170,590株は、「個人その他」に1,705単元、「単元未満株式の状況」に90株含まれております。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ84単元及び50株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) ※1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	18,637	4.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) ※2	東京都中央区晴海1丁目8番11号	15,907	4.03
財団法人三越厚生事業団	東京都新宿区西新宿1丁目24番1号	13,667	3.46
三越伊勢丹グループ取引先持株会	東京都新宿区新宿5丁目16番10号	7,633	1.94
清水建設株式会社	東京都港区芝浦1丁目2番3号	6,200	1.57
明治安田生命保険相互会社 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー2棟	5,697	1.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	5,342	1.35
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	5,299	1.34
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3丁目7番3号	5,189	1.32
三越伊勢丹グループ従業員持株会	東京都新宿区新宿5丁目16番10号	5,084	1.29
計	—	88,660	22.46

(注) ※1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数18,637千株は信託業務に係る株式であります。

※2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数15,907千株は信託業務に係る株式であります。

3 千株未満は切り捨てて表示しております。

4 マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピーから平成22年9月17日付けで提出された大量保有報告書により、平成22年9月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっております。なお、その大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピー	英国WC2H 9EA ロンドン、アッパー・セントマーティンズ・レーン 5、オリオン・ハウス	19,776	5.01

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 170,500 (相互保有株式) 普通株式 68,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 391,586,400	3,915,864	—
単元未満株式	普通株式 2,805,934	—	—
発行済株式総数	394,630,834	—	—
総株主の議決権	—	3,915,864	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,400株(議決権84個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス	東京都中央区銀座 四丁目6番16号	170,500	—	170,500	0.04
(相互保有株式) 新光三越百貨股份有限公司	台湾台北市信義区松 高路19号8階	—	68,000	68,000	0.02
計	—	170,500	68,000	238,500	0.06

(注) 新光三越百貨股份有限公司の他人名義株式は、証券会社が保管するものであり、名義人名称は、Daiwa Capital Markets Hong Kong Limited. 住所は、Level26, One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong であります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

- ① 株式会社三越及び株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

第1回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成14年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 20名、当社従業員 344名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成16年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名、当社執行役員 18名、当社従業員 54名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成17年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名、当社執行役員 19名、当社従業員 53名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回①(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回②(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成18年5月8日開催の取締役会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回③(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 54名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第6回①(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第6回②(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第 6 回③(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成19年 6 月28日開催の定時株主総会決議及び 平成19年 7 月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 52名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第 8 回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成19年10月 4 日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年 2 月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、執行役員及び従業員 61名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第 9 回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成16年 5 月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役 6 名及び役付執行役員 7 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第10回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成17年 5 月24日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役10名及び役付執行役員 4 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第11回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成18年 5 月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役 7 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第12回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成18年 5 月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員 3 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- ② 会社法に基づき、下記の付与者に対し非金銭報酬等として新株予約権を付与することを平成22年1月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第13回

決議年月日	平成21年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成22年1月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役3名及び執行役員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

第14回

決議年月日	平成22年1月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役3名、執行役員14名及び株式会社三越社内取締役4名、執行役員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

- ③ 会社法に基づき、下記の付与者に対し非金銭報酬等として新株予約権を付与することを平成23年1月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第15回

決議年月日	平成23年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役5名及び執行役員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第16回

決議年月日	平成23年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役1名、執行役員15名及び株式会社三越社内取締役1名、執行役員14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	115,950	114,896,174
当期間における取得自己株式	7,215	5,495,872

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の買増請求による売渡し)	5,408	5,298,081	940	919,433
保有自己株式数	170,590	—	176,865	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、経営環境、業績、財務の健全性等を総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

内部留保金につきましては、当面、主要店舗等への設備投資と有利子負債削減に充当し、企業価値の向上を図りたく存じます。

なお、当社は配当について以下の内容を定款で定めております。

①当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めております。

②また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成23年6月27日定時株主総会	2,761	7

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	1,381	1,095	1,117
最低(円)	599	716	680

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	985	1,008	989	974	1,046	998
最低(円)	868	872	937	919	914	680

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長執行役員		石 塚 邦 雄	昭和24年 9 月11日生	昭和47年 5 月 平成15年 2 月 平成16年 3 月 平成17年 3 月 平成17年 5 月 平成18年 2 月 平成20年 4 月 平成20年 6 月 平成22年 1 月 平成23年 4 月	株式会社三越入社 同執行役員業務部長 同上席執行役員経営企画部長 同常務執行役員営業企画本部長 同代表取締役社長執行役員兼営業 企画本部長 同代表取締役社長執行役員 当社代表取締役社長執行役員兼最 高執行責任者 株式会社伊勢丹取締役 当社代表取締役社長執行役員（現 任） 株式会社三越伊勢丹取締役会長執 行役員（現任）	注 3	30
代表取締役 専務執行役員	経営戦略本 部長	高 田 信 哉	昭和27年 1 月 8 日生	昭和50年 4 月 平成14年 6 月 平成17年 6 月 平成19年 4 月 平成19年 6 月 平成20年 3 月 平成20年 4 月 平成22年 1 月 平成22年 3 月	株式会社伊勢丹入社 同執行役員経営企画部総合企画担 当長 同常務執行役員経営企画部長兼経 理部担当 同専務執行役員経営企画部長兼経 理部担当 同取締役専務執行役員経営企画部 長兼経理部担当 同取締役専務執行役員総合企画部 担当・経理部担当・関連事業部担 当 当社取締役専務執行役員経営戦略 本部長 同代表取締役専務執行役員経営戦 略本部長（現任） 株式会社伊勢丹取締役専務執行役 員総合企画部担当	注 3	34
取締役		大 西 洋	昭和30年 6 月13日生	昭和54年 4 月 平成17年 6 月 平成18年 2 月 平成20年 3 月 平成20年 3 月 平成21年 4 月 平成21年 6 月 平成21年 6 月 平成22年 1 月 平成22年 3 月 平成22年 6 月 平成23年 4 月	株式会社伊勢丹入社 同執行役員経営企画部総合企画担 当長 同執行役員営業本部立川店長兼立 川店営業統括部長 同常務執行役員 株式会社三越常務執行役員百貨店 事業本部MD統括部長 同取締役常務執行役員百貨店事業 本部MD統括部長兼MD企画部長 株式会社伊勢丹社長執行役員 同代表取締役社長執行役員 同代表取締役社長執行役員兼営業 本部長 株式会社三越取締役 当社取締役（現任） 株式会社三越伊勢丹代表取締役社 長執行役員兼営業本部長（現任）	注 3	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役専務 執行役員		太田 垣 立 郎	昭和25年 7 月30日生	昭和48年 5 月 平成14年 2 月 平成15年 2 月 平成16年 3 月 平成17年 3 月 平成19年 2 月 平成19年 5 月 平成20年 3 月 平成21年 4 月 平成22年 4 月 平成22年 6 月 平成22年10月 平成23年 4 月 平成23年 6 月	株式会社三越入社 同執行役員営業本部営業企画部長 同執行役員首都圏事業本部企画調整部長 同上席執行役員マーケティング推進部顧客戦略担当 同上席執行役員仙台店長 同常務執行役員百貨店事業本部副本部長兼商品本部長 同取締役常務執行役員百貨店事業本部副本部長兼商品本部長 同取締役専務執行役員百貨店事業本部副本部長 同取締役専務執行役員百貨店事業本部長 株式会社福岡三越代表取締役社長 株式会社岩田屋代表取締役社長執行役員 株式会社岩田屋三越代表取締役社長執行役員（現任） 当社専務執行役員 当社取締役専務執行役員（現任）	注 3	11
取締役常務 執行役員	管理本部長	赤 松 憲	昭和27年 9 月5日生	昭和50年 6 月 平成18年 2 月 平成19年 2 月 平成19年 5 月 平成20年 4 月 平成20年 4 月 平成21年 4 月	株式会社三越入社 同執行役員業務部長 同執行役員グループ業務部長 同取締役上席執行役員グループ業務部長 当社取締役常務執行役員管理本部長（現任） 株式会社三越取締役 株式会社伊勢丹取締役	注 3	15
取締役	経営戦略本部 人事部長	瀬 良 知 也	昭和31年 4 月3日生	昭和54年 4 月 平成20年 3 月 平成21年 4 月 平成22年 3 月 平成23年 6 月	株式会社伊勢丹入社 同執行役員総合企画部長 同執行役員総合企画部長兼人事部長 当社執行役員経営戦略本部人事部長 同取締役執行役員経営戦略本部人事部長（現任）	注 3	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		畔 柳 信 雄	昭和16年12月18日生	昭和40年4月 平成4年6月 平成8年4月 平成8年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年6月 平成16年6月 平成17年10月 平成18年1月 平成20年4月 平成20年4月 平成21年6月 平成21年6月 平成21年10月 平成21年12月 平成22年5月 平成23年6月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 同取締役 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）取締役 同常務取締役 同常務執行役員 同副頭取 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（現株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）取締役 同取締役社長 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）頭取 株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ取締役社長 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行頭取 同取締役会長（現任） 当社取締役（現任） 本田技研工業株式会社取締役（現任） 三菱重工業株式会社監査役（現任） 株式会社池田泉州ホールディングス取締役（現任） 株式会社三菱総合研究所取締役（現任） 株式会社池田泉州銀行取締役（現任） 東京海上日動火災保険株式会社取締役（現任）	注3	4
取締役		宮 村 眞 平	昭和9年8月3日生	昭和33年4月 昭和62年6月 平成元年6月 平成3年6月 平成4年4月 平成5年6月 平成5年6月 平成13年4月 平成15年6月 平成19年6月 平成20年4月 平成22年1月	三井金属鉱業株式会社入社 同取締役 同常務取締役 同代表取締役専務取締役 同代表取締役副社長 同代表取締役社長 パウダーテック株式会社取締役会長（現任） 三井金属鉱業株式会社代表取締役社長兼最高業務執行責任者 三井金属鉱業株式会社代表取締役会長兼ＣＥＯ（最高経営責任者） 同取締役相談役 当社取締役（現任） 三井金属鉱業株式会社代表取締役会長兼ＣＥＯ（最高経営責任者）（現任）	注3	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		池 田 守 男	昭和11年12月25日生	昭和36年4月 平成2年6月 平成7年6月 平成9年6月 平成12年6月 平成13年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成19年4月 平成20年4月 平成20年6月 平成21年4月 平成22年6月	株式会社資生堂入社 同取締役 同常務取締役 同代表専務取締役 同代表取締役副社長 同代表取締役執行役員社長 同取締役会長 株式会社小松製作所取締役（現任） 学校法人東洋英和女学院理事長（現任） 株式会社資生堂相談役（現任） 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役（現任） 学校法人東洋英和女学院院長（現任） 当社取締役（現任） 旭化成株式会社取締役（現任） 学校法人資生堂学園理事長（現任） 株式会社ワコールホールディングス取締役（現任）	注3	4
常勤監査役		二 瓶 郁 夫	昭和21年5月23日生	昭和45年4月 平成11年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成17年6月 平成20年4月 平成20年5月	株式会社伊勢丹入社 同取締役経理部長 同執行役員経理部長 同取締役常務執行役員経営企画部長兼経理部担当 同常勤監査役 当社常勤監査役（現任） 株式会社三越監査役	注4	32
常勤監査役		小 島 浩 介	昭和28年2月1日生	昭和51年6月 平成19年2月 平成20年3月 平成20年5月 平成21年4月 平成22年3月 平成22年6月 平成23年4月 平成23年6月	株式会社三越入社 同執行役員人事部長 同執行役員総合企画部長 同取締役上席執行役員総合企画部長兼コンプライアンス担当 同取締役常務執行役員総合企画部長兼人事部管掌 同取締役常務執行役員総合企画部長 当社取締役 同取締役常務執行役員管理本部長付 同常勤監査役（現任）	注5	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役		北 山 禎 介	昭和21年10月26日生	昭和44年4月 平成9年6月 平成12年6月 平成13年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成18年5月 平成18年10月 平成20年4月 平成20年4月	株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）取締役 同常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長 同取締役社長 株式会社三井住友銀行取締役会長（現任） 株式会社三越取締役 富士フイルムホールディングス株式会社取締役（現任） 公益社団法人経済同友会副代表幹事（現任） 当社監査役（現任）	注4	0
監査役		飯 島 澄 雄	昭和16年5月6日生	昭和41年4月 昭和52年12月 昭和63年4月 平成3年1月 平成6年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年4月	第二東京弁護士会登録 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所入所 株式会社TKC監査役（現任） 司法研修所民事弁護教官 東京虎ノ門法律事務所開設（現任） 北川工業株式会社監査役（現任） 株式会社商船三井監査役（現任） 株式会社伊勢丹監査役 当社監査役（現任）	注4	—
計							172

- （注） 1 畔柳信雄氏、宮村眞平氏、池田守男氏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。
- 2 北山禎介氏と飯島澄雄氏は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。
- ※3 取締役の任期は、平成23年6月27日より、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- ※4 常勤監査役二瓶郁夫氏ならびに監査役北山禎介氏、飯島澄雄氏の任期は、平成20年4月1日より、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- ※5 常勤監査役小島浩介氏の任期は、平成23年6月27日より、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

当社では、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員の役名、職名及び氏名は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	経営戦略本部経営企画部長	白 井 俊 徳
執行役員	経営戦略本部事業開発部長	西 田 雅 一
執行役員	経営戦略本部海外事業部長	青 木 隆 一
執行役員	管理本部総務部長	武 藤 隆 明
執行役員	管理本部業務部長	和 田 秀 治
執行役員	管理本部経理部長兼財務企画担当長	山 崎 茂 樹

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

ア. 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社の企業統治体制は、平成20年4月の会社設立時より監査役設置会社の形態を採用し、意思決定機構は経営監督機構と業務執行機構の2つから構成されております。

企業統治体制の概要は以下のとおりであります。

(a) 経営監督機構

社外取締役が3分の1以上を占める取締役会がグループ全体の経営意思決定の最高機関として機能しております。また、社外監査役2名を含む監査役は、独立した立場で取締役会に出席し、取締役の業務執行における善管注意義務、忠実義務等の履行状況について監査する体制を構築しております。

(b) 指名報酬委員会

取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会を設置し、取締役、執行役員等の人事と報酬に関する原案を取締役に答申するとともに、経営機構全般に係わる規程の整備等について審議しております。

(c) 監査役及び監査役会

監査役は、独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し社会的信頼に応える企業統治体制の確立に寄与しております。また、定期的に代表取締役、会計監査人と意見交換を行うほか、内部監査部門と内部監査結果等について情報交換を行うことにより監査の実効性を確保する体制を構築しております。

監査役会は、監査計画に基づき、監査に関する重要な事項について各監査役より報告を受け、必要に応じて協議又は決議を行っております。

(d) 業務執行機構

執行役員制度を導入し、当社及びグループ各社の取締役、執行役員を中心に構成される経営戦略会議が、グループ全体の業務執行に関する重要事項について適時迅速に決議・審議を行う体制として機能しております。

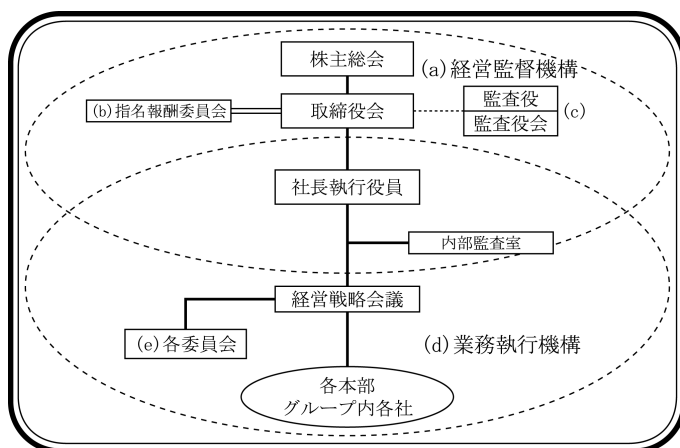
(e) 各委員会

経営戦略会議の諮問機関として社内横断的なメンバーで構成され、グループ経営に関わる重要事項に関して横断的・継続的に調査研究及び検討し、経営戦略会議に答申しております。

以上、当社は監査役設置会社の形態を採用しておりますが、客観性・透明性の高い経営監督機構と経営意思決定の効率性を確保した業務執行機構の構築に努めることで、株主をはじめステークホルダーに信頼される企業統治体制を構築しております。

また、当社は会社の機関として会社法に規定する株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。

会社の機関及び内部統制の関係図は次のとおりであります。



当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

イ．内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

(a) コンプライアンス体制

- 1) 取締役会を「取締役会規程」に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止します。
- 2) 管理本部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図ります。
- 3) 取締役会の意思決定の適法性、効率性及び妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とします。
- 4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置します。内部監査は内部監査室と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。
- 5) 当社グループ全体を対象とする内部通報・相談窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループの従業員からの通報・相談に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行います。

(b) リスクマネジメント体制

- 1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止します。
- 2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大の防止、二次被害の防止、再発の防止を図ります。
- 3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、グループ全体に周知・徹底させます。
- 4) 内部監査部門による監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図ります。

5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止します。

(c) 財務報告に係る内部統制体制

1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続を示すとともに、適切に整備及び運用します。

2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応を行います。

3) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備及び運用します。

4) 真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用します。

5) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用します。

6) モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備します。

7) 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行います。

(d) 情報保存管理体制

1) 取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理します。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・経営戦略会議議事録
- ・計算書類等
- ・官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
- ・その他取締役会が決定する書類

2) 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密及び顧客等の個人情報について、保護・管理体制及び方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行います。

(e) 効率的職務執行体制

1) 取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図ります。

2) 取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保します。また、事前に経営戦略会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行います。

3) 執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図ります。

4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織役割規程」、「捺印権限規程」、「グループ意思決定手続規程」においてそれぞれ職務及び、その責任、執行手続の詳細について定めることとします。

(f) グループ会社管理体制

1) グループ理念をグループ企業全てに適用します。グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとします。

2) 経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行います。また「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社における重要案件に関する当社への報告及び協議ルールを定め、グループ全体としてのリスクマネジメント及び効率性を追求します。

3) 内部監査部門によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。

(g) 監査役スタッフに関する事項

- 1) 監査役職務補助のため、監査役と協議のうえ、監査役スタッフを設置しています。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示しています。
- 2) 監査役スタッフは業務執行組織から独立し、その処遇については監査役の確認を必要とします。

(h) 監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議のうえ「監査役監査基準」に定め、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告します。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができます。
- 2) 内部通報制度の導入とその適切な運用の維持により法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとします。

(i) 監査役監査の実効性確保に関する体制

- 1) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、会計監査人とそれぞれ意見交換会を開催します。
- 2) 内部監査部門は、内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換及び連携を図ります。

(j) 内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

取締役会において、会社法第362条第4項第6号の規定により、業務の適正性を確保するための体制の整備について、以下の項目の基本方針を決議しております。

- ・ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 財務報告の適正性を確保するための体制
- ・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

② 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査の組織は、他の業務執行から独立した立場にある内部監査室（室長以下12名の体制）が、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備状況、運用状況を金融庁ガイドラインに基づいて評価するとともに、当社グループ各社の業務執行に関する、法令遵守、業務の有効性、妥当性等について業務監査を実施し、その内容を代表取締役及び監査役に報告しております。また、内部監査室は、会計監査人より監査計画及び四半期決算レビュー結果等の報告を受けるなど、適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。

当社の監査役監査の組織は、社外監査役2名を含む計4名の監査役が監査役会を構成し、原則毎月1回開催される監査役会において、監査に関する事項等の協議・決議・報告を行っております。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査するとともに、内部統制システムの状況を監視及び検証しております。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

また監査役は、会計監査人より監査計画及び四半期決算レビュー結果等の報告を受けるほか、会計監査人監査への立会を実施するなど、適宜意見交換を行い連携の強化に努めるとともに、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制についても、説明を求め確認しております。

更に、監査役は内部監査室から内部監査計画及びその結果について報告を受けるほか、原則毎月1回の定例会合を実施し、当社グループ各社の財務報告に係る内部統制及び業務執行の状況について意見交換を行うなど、相互連携を図っております。

内部統制部門との関係については、監査役は内部統制システムの整備・体制の状況を監視および検証し、内部統制部門へ必要な助言・指導を行っております。内部監査室は内部統制システムの有効性を評価し、会計監査人は内部統制監査を行い、その結果をそれぞれ内部統制部門へ報告しております。内部統制部門はそれらに基づき、必要に応じて内部統制システムの改善を図っております。

なお、常勤監査役二瓶郁夫氏は当社の子会社であった㈱伊勢丹の経理部長及び経理部担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

③ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は3名であります。また、社外監査役は2名であります。

当社では、社外取締役は業務執行の監督を行うことはもとより、経営の意思決定そのものに対する妥当性までを監督、助言いただきたいと考えているため、実業界で経営執行の経験を十分に積んだ経営のプロを社外取締役に招聘するという方針を持っております。

社外取締役は、監査役より監査計画についての報告を受け、内部監査室より内部統制システムの有効性の評価結果についての報告を受けております。また、内部統制部門からは「内部統制システム構築の基本方針」の策定にあたって報告を受けております。

社外監査役については、経営の意思決定のプロセスや内容が、法的・会計的な側面から問題がないかどうかを監査することが主な役割だと考えており、取締役会、監査役会等においてその役割を十分に果たしております。

また、当社は監査役設置会社の形態をとっておりますが、経営監督機能の透明性、公平性を維持するために、平成20年4月の会社設立時より社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会を設置し、役員の人事や報酬をはじめ、経営機構全般に係る規程などを審議し、その内容を取締役に答申することとしております。この指名報酬委員会の委員長は社外取締役が務めることと決められており、役員の人事及び報酬に関して、透明性を確保し、公正かつ適正に決定される体制を整えております。

社外監査役は、会計監査人と意見交換を行い相互連携を図るとともに、監査役が内部監査室と意見交換を行った内容について監査役より報告を受けております。

なお、当社の社外取締役である畔柳信雄氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行取締役会長であり、当社の社外監査役である北山禎介氏は、株式会社三井住友銀行取締役会長であります。株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行と当社グループとの間には、借入金等の取引関係があります。その他の社外取締役及び社外監査役との間には、特別な利害関係はありません。

④ 役員の報酬等

(1) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	150	98	52	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	32	32	—	—	—	2
社外役員	48	—	—	—	—	5

- 注) 1. 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はありません。また、当事業年度に係る賞与金の支払いはありません。
2. 上記のほか、取締役（社外を除く）が子会社から受けた報酬等の総額が45百万円（3名）、監査役（社外を除く）が子会社から受けた報酬等の総額が12百万円（2名）でございます。また、社外監査役が当社の子会社から受けた報酬等の総額が6百万円（1名）でございます。
3. ストックオプションにつきましては、平成21年6月29日開催の第1回定時株主総会の決議に基づき、平成23年1月28日開催の取締役会決議で同年2月15日に付与され権利が確定した新株予約権の公正な評価額の総計でございます。

(2) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(3) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬制度は、報酬のコンサルティング会社も交え、社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会において審議、決定するものであり、以下の4点を基本方針としております。

- 1) 株主と役員の利害一致の促進
- 2) 業績や株主価値の向上にむけたインセンティブ効果の拡大
- 3) 目標達成時には競合企業との比較において遜色のない水準の提供
- 4) 評価方法や報酬決定方法の客観性と透明性の確保

具体的な役員報酬体系は、

- ・ 毎月定額で支払われる「基本報酬」
- ・ 短期的なインセンティブとして年に一度業績に連動して支払われる「賞与」
- ・ 中長期インセンティブとして企業価値に連動する「ストックオプション」

の3つで構成されており、業績目標達成時に産業界の平均となるように設定しております。業績に応じて大きく変動する賞与のシェアが高いため、業績目標を上回った場合は産業界平均を上回り、業績が悪い場合は平均を下回ることになります。

⑤ 株式の保有状況

当社については以下のとおりであります。

該当事項はありません。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）がもっとも大きい会社（最大保有会社）株式会社伊勢丹について以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	49	銘柄
貸借対照表計上額の合計額	18,072	百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)オンワードホールディングス	5,001,829	3,091	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,953,596	1,518	財務面での関係強化のための保有
(株)東京スタイル	2,367,400	1,422	重要な取引先との関係強化のための保有
キリンホールディングス(株)	1,245,000	1,360	重要な取引先との関係強化のための保有
清水建設(株)	3,071,000	1,136	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)三陽商会	3,923,378	1,000	重要な取引先との関係強化のための保有
大正製薬(株)	550,000	990	重要な取引先との関係強化のための保有
凸版印刷(株)	1,228,214	805	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)ワコールホールディングス	764,935	801	重要な取引先との関係強化のための保有
大日本印刷(株)	785,600	795	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)松屋	1,531,500	695	重要な取引先との関係強化のための保有
ヤマトホールディングス(株)	484,000	624	重要な取引先との関係強化のための保有
東日本旅客鉄道(株)	134,900	623	重要な取引先との関係強化のための保有
ロイヤルホールディングス(株)	681,000	557	重要な取引先との関係強化のための保有
西日本旅客鉄道(株)	1,690	542	重要な取引先との関係強化のための保有
ミズノ(株)	1,028,600	364	重要な取引先との関係強化のための保有
日清紡ホールディングス(株)	446,000	359	重要な取引先との関係強化のための保有
三菱倉庫(株)	271,000	252	重要な取引先との関係強化のための保有
高砂熱学工業(株)	279,180	205	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)第四銀行	629,640	173	財務面での関係強化のための保有
三菱鉛筆(株)	115,000	152	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)大林組	330,000	122	重要な取引先との関係強化のための保有
新潟交通(株)	500,000	100	重要な取引先との関係強化のための保有
NK S J ホールディングス(株)	165,591	89	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)東京會館	90,000	27	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)デサント	52,277	19	重要な取引先との関係強化のための保有
鹿島建設(株)	82,750	19	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)住生活グループ	7,800	16	重要な取引先との関係強化のための保有
リゾートトラスト(株)	12,960	14	重要な取引先との関係強化のための保有
三共生興(株)	24,000	6	重要な取引先との関係強化のための保有

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最大保有会社の次に大きい会社株式会社三越について以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 88 銘柄
貸借対照表計上額の合計額 6,393 百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三井物産(株)	435,528	649	重要な取引先との関係強化のための保有
松竹(株)	985,000	591	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)歌舞伎座	115,000	410	重要な取引先との関係強化のための保有
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	524,000	201	財務面での関係強化のための保有
(株)三陽商会	240,000	61	重要な取引先との関係強化のための保有
清水建設(株)	159,172	58	重要な取引先との関係強化のための保有
東日本旅客鉄道(株)	10,000	46	重要な取引先との関係強化のための保有
中央三井トラスト・ホールディングス(株)	156,000	46	財務面での関係強化のための保有
(株)百十四銀行	132,000	41	財務面での関係強化のための保有
(株)東京ドーム	233,000	38	重要な取引先との関係強化のための保有

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑥ 会計監査の状況

所属する会計事務所	業務執行をした公認会計士の氏名	当社に係る継続 監査年数
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員 長坂 隆	3年
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員 関口 弘和	3年
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員 諏訪部 修	1年

また、当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士10名、その他27名であります。

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。

(b) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載若しくは記録の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する金銭による剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

(c) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

(d) 取締役及び監査役の責任軽減

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする旨定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	81	1	82	6
連結子会社	222	—	155	43
計	304	1	238	50

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

提出会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債発行業務のコンフォートレター作成業務になります。

当連結会計年度

提出会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債発行業務のコンフォートレター作成業務等になります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)及び当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成23年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,682	56,940
受取手形及び売掛金	※ 4 97,314	※ 4 87,431
有価証券	567	1,001
商品	55,501	55,092
製品	911	791
仕掛品	80	112
原材料及び貯蔵品	1,161	1,118
繰延税金資産	10,101	9,966
その他	24,873	33,261
貸倒引当金	※ 4 △2,941	※ 4 △2,924
流動資産合計	225,252	242,792
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	444,123	※ 5 465,130
減価償却累計額	△271,514	△277,251
建物及び構築物（純額）	172,609	187,878
土地	537,609	※ 5 537,856
建設仮勘定	16,128	1,787
その他	64,116	※ 5 67,323
減価償却累計額	△46,552	△48,141
その他（純額）	17,564	19,181
有形固定資産合計	743,910	746,704
無形固定資産		
ソフトウェア	12,493	11,696
その他	35,611	※ 5 37,072
無形固定資産合計	48,104	48,768
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 1, ※ 2 94,798	※ 1 88,911
長期貸付金	12,932	13,061
差入保証金	84,203	75,708
繰延税金資産	5,607	7,021
その他	25,251	※ 5 16,592
貸倒引当金	△2,055	△1,879
投資その他の資産合計	220,738	199,414
固定資産合計	1,012,753	994,888
繰延資産		
社債発行費	—	95
繰延資産合計	—	95
資産合計	1,238,006	1,237,775

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成23年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	94,940	96,230
短期借入金	※2, ※4 85,683	※4 49,425
コマーシャル・ペーパー	40,000	50,000
未払法人税等	5,529	2,389
商品券	84,249	81,969
繰延税金負債	0	2
賞与引当金	8,245	7,974
ポイント引当金	2,955	3,198
商品券回収損引当金	20,710	22,667
その他	96,711	104,727
流動負債合計	439,026	418,586
固定負債		
社債	—	24,000
長期借入金	71,600	90,500
繰延税金負債	194,106	194,444
退職給付引当金	46,672	44,257
負ののれん	39,703	26,468
その他	21,776	21,365
固定負債合計	373,858	401,036
負債合計	812,885	819,622
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,024	50,047
資本剰余金	324,984	325,007
利益剰余金	49,473	47,693
自己株式	△81	△191
株主資本合計	424,399	422,556
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	125	△2,996
繰延ヘッジ損益	16	19
為替換算調整勘定	△10,680	△13,078
その他の包括利益累計額合計	△10,538	△16,055
新株予約権	941	1,083
少数株主持分	10,317	10,568
純資産合計	425,120	418,152
負債純資産合計	1,238,006	1,237,775

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
売上高	1,291,617	1,220,772
売上原価	※1 930,931	※1 878,767
売上総利益	360,685	342,005
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	30,754	31,755
ポイント引当金繰入額	2,375	2,120
給料手当及び賞与	111,605	98,313
退職給付費用	7,821	5,839
貸倒引当金繰入額	1,258	1,184
減価償却費	22,411	22,933
地代家賃	46,895	41,348
業務委託費	34,815	34,215
その他	98,569	93,303
販売費及び一般管理費合計	356,508	331,012
営業利益	4,177	10,993
営業外収益		
受取利息	831	873
受取配当金	826	751
持分法による投資利益	3,389	4,503
未回収商品券受入益	6,759	6,832
負ののれん償却額	13,275	13,234
その他	4,794	3,506
営業外収益合計	29,877	29,702
営業外費用		
支払利息	2,128	1,745
固定資産除却損	950	1,367
商品券回収損引当金繰入額	6,316	6,983
その他	4,930	3,504
営業外費用合計	14,324	13,601
経常利益	19,730	27,093
特別利益		
固定資産売却益	※2 16,751	—
投資有価証券売却益	936	774
関係会社株式売却益	※3 202	—
関係会社清算益	—	※4 54
特別利益合計	17,889	829

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
特別損失		
固定資産売却損	—	※5 377
固定資産処分損	※6 3,685	—
減損損失	※7 27,141	※7 10,449
投資有価証券評価損	1,443	339
投資有価証券売却損	186	11
関係会社株式売却損	※8 519	—
関係会社整理損	※9 431	※9 363
構造改革損失	※10 42,515	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	5,522
災害による損失	—	※11 2,124
その他	1,421	※12 2,160
特別損失合計	77,344	21,349
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△39,723	6,573
法人税、住民税及び事業税	7,071	3,211
法人税等調整額	16,040	△35
法人税等合計	23,112	3,176
少数株主損益調整前当期純利益	—	3,397
少数株主利益	685	756
当期純利益又は当期純損失(△)	△63,521	2,640

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	—	3,397
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△3,759
繰延ヘッジ損益	—	3
為替換算調整勘定	—	△1,643
持分法適用会社に対する持分相当額	—	△652
その他の包括利益合計	—	※2 △6,052
包括利益	—	※1 △2,654
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	—	△2,876
少数株主に係る包括利益	—	221

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	50,006	50,024
当期変動額		
新株の発行	18	23
当期変動額合計	18	23
当期末残高	50,024	50,047
資本剰余金		
前期末残高	319,118	324,984
当期変動額		
新株の発行	18	23
株式交換による増加	5,847	—
自己株式の処分	△0	0
当期変動額合計	5,865	23
当期末残高	324,984	325,007
利益剰余金		
前期末残高	118,424	49,473
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減	—	△471
当期変動額		
剰余金の配当	△5,429	△3,945
当期純利益又は当期純損失(△)	△63,521	2,640
分割型の会社分割による減少	—	△4
当期変動額合計	△68,951	△1,308
当期末残高	49,473	47,693
自己株式		
前期末残高	△64	△81
当期変動額		
自己株式の取得	△20	△114
自己株式の処分	3	5
当期変動額合計	△17	△109
当期末残高	△81	△191
株主資本合計		
前期末残高	487,484	424,399
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減	—	△471
当期変動額		
新株の発行	36	46
剰余金の配当	△5,429	△3,945
株式交換による増加	5,847	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△63,521	2,640
自己株式の取得	△20	△114
自己株式の処分	3	5
分割型の会社分割による減少	—	△4
当期変動額合計	△63,084	△1,371
当期末残高	424,399	422,556

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△3,016	125
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,141	△3,122
当期変動額合計	3,141	△3,122
当期末残高	125	△2,996
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△15	16
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31	2
当期変動額合計	31	2
当期末残高	16	19
為替換算調整勘定		
前期末残高	△9,083	△10,680
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,596	△2,397
当期変動額合計	△1,596	△2,397
当期末残高	△10,680	△13,078
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	△12,115	△10,538
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,576	△5,517
当期変動額合計	1,576	△5,517
当期末残高	△10,538	△16,055
新株予約権		
前期末残高	733	941
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	208	141
当期変動額合計	208	141
当期末残高	941	1,083
少数株主持分		
前期末残高	13,637	10,317
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,320	251
当期変動額合計	△3,320	251
当期末残高	10,317	10,568

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
純資産合計		
前期末残高	489,740	425,120
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減	—	△471
当期変動額		
新株の発行	36	46
剰余金の配当	△5,429	△3,945
株式交換による増加	5,847	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	△63,521	2,640
自己株式の取得	△20	△114
自己株式の処分	3	5
分割型の会社分割による減少	—	△4
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,535	△5,124
当期変動額合計	△64,620	△6,496
当期末残高	425,120	418,152

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△39,723	6,573
減価償却費	25,316	24,189
減損損失	27,141	10,449
負ののれん償却額	△13,275	△13,234
貸倒引当金の増減額(△は減少)	357	△194
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△15,601	△1,925
受取利息及び受取配当金	△1,658	△1,625
支払利息	2,128	1,745
持分法による投資損益(△は益)	△3,389	△4,503
固定資産売却損益(△は益)	△16,681	377
固定資産処分損益(△は益)	3,685	1,367
投資有価証券売却損益(△は益)	△750	△763
投資有価証券評価損益(△は益)	1,443	339
関係会社整理損	431	363
構造改革損失	42,515	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	5,522
売上債権の増減額(△は増加)	5,633	6,991
たな卸資産の増減額(△は増加)	10,558	379
仕入債務の増減額(△は減少)	△3,275	1,660
未払費用の増減額(△は減少)	△681	5,234
その他	△5,157	△3,207
小計	19,016	39,740
利息及び配当金の受取額	3,962	3,010
利息の支払額	△2,064	△1,742
法人税等の支払額	△4,873	△5,691
特別退職金の支払額	△19,644	△2,105
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,604	33,211

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△251	△132
定期預金の払戻による収入	6,222	155
有形固定資産の取得による支出	△21,438	△28,122
有形及び無形固定資産の売却による収入	68,368	975
無形固定資産の取得による支出	△5,215	△4,479
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△354	△1,892
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	2,907	2,149
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	※2 587	—
事業譲受による支出	※3 △13,125	—
敷金及び保証金の回収による収入	7,227	6,967
敷金及び保証金の差入による支出	△1,652	△1,853
その他	4,169	1,812
投資活動によるキャッシュ・フロー	47,443	△24,419
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△27,015	△10,854
長期借入れによる収入	65,000	24,000
長期借入金の返済による支出	△83,560	△30,500
社債の発行による収入	—	23,887
コマーシャル・ペーパーの純増減額（△は減少）	10,000	10,000
配当金の支払額	△5,399	△3,925
自己株式の売却による収入	3	5
自己株式の取得による支出	△20	△114
少数株主への配当金の支払額	△172	△143
その他	△522	△1,112
財務活動によるキャッシュ・フロー	△41,688	11,241
現金及び現金同等物に係る換算差額	465	△750
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,616	19,282
現金及び現金同等物の期首残高	34,749	37,366
現金及び現金同等物の期末残高	※1 37,366	※1 56,649

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 40社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しているため、省略しております。 なお、(株)札幌丸井今井及び(株)函館丸井今井は、当社が出資を行い新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。従来、連結子会社でありました(株)伊勢丹ビジネスサポートは(株)エム・ロジスティクス・ソリューションズと、同じく連結子会社でありました(株)プロネットは(株)伊勢丹キャリアデザインと、平成21年4月1日付で合併したことに伴い連結の範囲から除外しております。また、連結子会社でありました名古屋ビルサービス(株)は、(株)三越が保有株式の全部を売却したことにより連結の範囲から除外しました。さらに、連結子会社でありました(株)三越環境ビル管理は、(株)三越が保有株式の一部を売却したことにより関連会社となったため、当連結会計年度中に連結の範囲から除外し持分法適用会社としております。いずれも上記連結子会社数には含まれておりませんが、除外までの損益計算書については連結しております。 (2) 主要な非連結子会社の名称 主要な非連結子会社 フランス三越S.A.S.、英国三越LTD.、イタリア三越S.p.A.、スペイン三越S.A.、(株)伊勢丹ソレイユ、(株)アイタス、(株)エーजीクラブ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、枚方中央ビル(株)	(1) 連結子会社の数 43社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しているため、省略しております。 なお、(株)三越は、平成22年4月1日付で札幌、仙台、名古屋、広島、高松、松山、福岡、新潟の各地域に百貨店運営事業を分割したことに伴い(株)札幌三越、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)福岡三越（以下福岡三越）を連結の範囲に含め、また、新潟については(株)新潟三越伊勢丹に分割し名称を(株)新潟三越伊勢丹に変更しております。従来、連結子会社でありました(株)三越保険サービスは、平成22年4月1日付で(株)エムアイカードを存続会社として合併しております。また、連結子会社でありました(株)三越友の会を存続会社として、同じく連結子会社でありました(株)イセタンクローバーサークルを平成22年4月1日付で合併し、名称を(株)エムアイ友の会（以下エムアイ友の会）に変更しております。さらに、連結子会社でありました(株)岩田屋は、平成22年10月1日付で同じく連結子会社でありました福岡三越と合併し、名称を(株)岩田屋三越に変更しております。また、岩田屋友の会(株)は、平成22年10月1日付でエムアイ友の会を存続会社として合併しております。(株)三越情報サービスは、平成23年2月1日付で(株)三越を存続会社として合併しております。伊勢丹（中国）投資有限公司は、(株)伊勢丹が出資を行い新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結子会社に含めております。 (2) 主要な非連結子会社の名称 主要な非連結子会社 フランス三越S.A.S.、英国三越LTD.、イタリア三越S.p.A.、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)アイタス、(株)エーजीクラブ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、枚方中央ビル(株)

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	(3) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。 (1) 持分法を適用した関連会社数 12社 (株)ジェイアール西日本伊勢丹 (株)浜屋百貨店 アイティーエムクローバーCo., Ltd. (株)エージーカード アールアンドアイダイニング(株) 新宿サブナード(株) (株)JTB伊勢丹トラベル (株)プランタン銀座 (株)うすい百貨店 セントレスタ(株) (株)三越環境ビル管理 新光三越百貨股份有限公司 なお、アールアンドアイダイニング(株)は、セントレスタ(株)と平成22年1月1日付で合併しております。 (2) 持分法非適用会社の名称及び持分法を適用しない理由 持分法非適用会社(株)伊勢丹ソレイユ他)は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。 (3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。	(3) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由 同左 (1) 持分法を適用した関連会社数 10社 (株)ジェイアール西日本伊勢丹 (株)浜屋百貨店 アイティーエムクローバーCo., Ltd. 新宿サブナード(株) (株)JTB伊勢丹トラベル (株)プランタン銀座 (株)うすい百貨店 セントレスタ(株) (株)三越環境ビル管理 新光三越百貨股份有限公司 なお、従来、持分法適用会社でありましたが(株)エージーカードは平成22年4月1日付で(株)岩田屋が保有株式の全部を売却したことにより、持分法の適用範囲から除外しております。 (2) 持分法非適用会社の名称及び持分法を適用しない理由 持分法非適用会社(株)三越伊勢丹ソレイユ他)は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。 (3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱 同左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社のうち、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、瀋陽伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co., Ltd.、イセタンオブジャパンSdn. Bhd.、米国三越INC.、イセタン(イタリア)S.r.l.及びレキシム(シンガポール)Pte. Ltd.の決算日は12月末日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	連結子会社のうち、伊勢丹(中国)投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、瀋陽伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co., Ltd.、イセタンオブジャパンSdn. Bhd.、米国三越INC.、イセタン(イタリア)S.r.l.、およびレキシム(シンガポール)Pte. Ltd.の決算日は12月末日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等 に基づく時価法(評価差 額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は 主として移動平均法によ り算定) 時価のないもの 主として移動平均法によ る原価法 ② デリバティブ 時価法 ③ たな卸資産 商品 主として売価還元法によ る原価法(収益性の低下 による簿価切下げの方法) その他 主として先入先出法によ る原価法(収益性の低下 による簿価切下げの方法) (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 建物 主として定額法 その他の有形固定資産 主として定率法 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 ただし、自社利用のソフトウェア については、社内における利用可 能期間(5年以内)に基づく定額法 により償却しております。 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法 なお、リース取引会計基準の改正 適用初年度開始前の所有権移転外 ファイナンス・リース取引につい ては、通常の賃貸借取引に係る方 法に準じた会計処理によっており ます。 ④ 投資その他の資産「その他」(投 資不動産) 建物 定額法 その他 定率法 (3) 重要な繰延資産の処理方法 創立費 支出時に全額費用処理をしており ます。	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ② デリバティブ 同左 ③ たな卸資産 商品 同左 その他 同左 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 建物 同左 その他の有形固定資産 同左 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 ③ リース資産 同左 (3) 重要な繰延資産の処理方法 社債発行費 償還までの期間にわたり定額法に より償却しております。

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
	(4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 ② 賞与引当金 執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。 (追加情報) 当社連結子会社(株)三越が、当連結会計年度に従業員の給与規程を改定し、基本賞与の支給対象期間を変更したことに伴い、従来と比較して、賞与引当金が2,061百万円、未払費用(賞与に対応する社会保険料相当額)が261百万円増加しております。この結果、販売費及び一般管理費が2,322百万円増加し、営業利益、経常利益は同額減少、税金等調整前当期純損失は同額増加しております。 ③ ポイント引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度による将来のお買物券発行等の費用発生に備えるため、ポイント残高に対して、過去のお買物券発行実績率等に基づき、将来のお買物券発行見込額等を計上しております。 ④ 商品券回収損引当金 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。 ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3～13年)による定額法により発生時から費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8～13年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。	(4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左 ② 賞与引当金 同左 ③ ポイント引当金 同左 ④ 商品券回収損引当金 同左 ⑤ 退職給付引当金 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
	(5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引 ヘッジ対象 外貨建営業債務、借入金の支払金利 ③ ヘッジ方針 当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。 (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左 ③ ヘッジ方針 同左 ④ ヘッジ有効性評価の方法 同左 (6) のれんの償却方法及び償却期間 のれんは、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。負ののれんは発生以降5年間で均等償却しております。ただし金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。 (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。 のれんは、その効果が発生すると見積もられる期間で均等償却しております。負ののれんは発生以降5年間で均等償却しております。ただし金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	_____
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項		_____
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲		_____

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

会計方針の変更

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
_____	(資産除去債務に関する会計基準等) 当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当連結会計年度の営業利益及び経常利益は166百万円減少し、税金等調整前当期純利益が5,689百万円減少しております。
_____	(「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用) 当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。 (有形固定資産の減価償却方法の変更) 百貨店事業セグメントにおける有形固定資産の減価償却方法に関して、当連結会計年度より、建物附属設備は定額法に、構築物は定率法に統一することとしました。これは、経営統合を契機として減価償却方法を見直した結果、当連結会計年度から固定資産システムの対応が可能となったため、百貨店事業セグメント内の有形固定資産の減価償却方法を統一して、重要セグメントの経営成績をより適正に表示するために行ったものであります。 この変更に伴い、従来の方によった場合と比較して、販売費及び一般管理費は2,279百万円減少し、営業利益、経常利益は2,279百万円増加し、税金等調整前当期純損失は同額減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	(企業結合に関する会計基準等) 当連結会計年度より「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(連結損益計算書関係) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(包括利益の表示に関する会計基準の適用) 当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
※1 非連結子会社及び関連会社に関する主な項目 投資有価証券(株式) 60,707百万円 ※2 担保に供している資産並びに担保に係る債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 投資有価証券 1,278百万円 合計 1,278百万円 担保に係る債務 短期借入金 1,000百万円 合計 1,000百万円 3 偶発債務 保証債務等 ①従業員住宅ローン保証 1,365百万円 ②関係会社銀行借入金等保証予約 英国三越LTD. 138百万円 保証債務等合計 1,504百万円 ※4 貸出コミットメント (1) 貸手側 クレジットカード業務に附帯するキャッシング及びカードローン業務等を行っております。当該業務における未実行残高は次のとおりであります。 キャッシング及びカードローン等の 与信限度額の総額 109,895百万円 実行残高 9,487百万円 差引額 100,408百万円 (2) 借手側 連結子会社(株)伊勢丹は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。 特定融資枠契約の総額 50,000百万円 借入実行残高 6,500百万円 差引額 43,500百万円	※1 非連結子会社及び関連会社に関する主な項目 投資有価証券(株式) 60,011百万円 3 偶発債務 保証債務等 ①従業員住宅ローン保証 623百万円 ②関係会社銀行借入金等保証予約 英国三越LTD. 18百万円 保証債務等合計 641百万円 ※4 貸出コミットメント (1) 貸手側 クレジットカード業務に附帯するキャッシング及びカードローン業務等を行っております。当該業務における未実行残高は次のとおりであります。 キャッシング及びカードローン等の 与信限度額の総額 98,233百万円 実行残高 6,263百万円 差引額 91,970百万円 (2) 借手側 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。 特定融資枠契約の総額 50,000百万円 借入実行残高 ー百万円 差引額 50,000百万円 ※5 従来、投資その他の資産の「その他」として表示しておりました不動産の保有目的を変更したため、当連結会計年度より、有形固定資産の「建物及び構築物」へ3,820百万円、「土地」へ1,381百万円及び「その他」へ46百万円、無形固定資産の「その他」へ2,430百万円を振替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)																																																
※1 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額（洗替法による戻入額相殺後） 売上原価 △132百万円	※1 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額（洗替法による戻入額相殺後） 売上原価 213百万円																																																
※2 固定資産売却益は、主に三越池袋店の土地、借地権及び建物を売却したものであります。																																																	
※3 関係会社株式売却益は、三越環境ビル管理株式を売却したものであります。																																																	
※6 固定資産処分損は、三越の主に銀座店の増床関連によるものであります。	※4 関係会社清算益は、主に株式会社名古屋三越オペレーションサービスの清算によるものであります。																																																
※7 当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。	※5 固定資産売却損は、主に株式会社三越の社有土地及び建物等を売却したものであります。																																																
(1) 減損損失を認識した資産グループの概要	(1) 減損損失を認識した資産グループの概要																																																
<table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失 (百万円)</th></tr><tr><td>㈱三越 新宿アルコット店 (東京都新宿区)</td><td>店舗等</td><td>建物 土地 その他</td><td>12,433</td></tr><tr><td>㈱三越 名古屋栄店 (愛知県名古屋市)</td><td>店舗等</td><td>建物 土地 その他</td><td>7,924</td></tr><tr><td>㈱三越 松山店 (愛媛県松山市)</td><td>店舗等</td><td>建物 土地 その他</td><td>3,735</td></tr><tr><td>㈱三越 新潟店 (新潟県新潟市)</td><td>店舗等</td><td>建物 土地 その他</td><td>1,910</td></tr><tr><td>㈱三越 千葉店 (千葉県千葉市)</td><td>店舗等</td><td>建物 土地 その他</td><td>548</td></tr><tr><td>㈱クイーンズ伊勢丹 (東京都江東区等)</td><td>店舗等</td><td>建物 その他</td><td>238</td></tr><tr><td>その他</td><td>店舗等</td><td>建物 土地 その他</td><td>349</td></tr></table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	㈱三越 新宿アルコット店 (東京都新宿区)	店舗等	建物 土地 その他	12,433	㈱三越 名古屋栄店 (愛知県名古屋市)	店舗等	建物 土地 その他	7,924	㈱三越 松山店 (愛媛県松山市)	店舗等	建物 土地 その他	3,735	㈱三越 新潟店 (新潟県新潟市)	店舗等	建物 土地 その他	1,910	㈱三越 千葉店 (千葉県千葉市)	店舗等	建物 土地 その他	548	㈱クイーンズ伊勢丹 (東京都江東区等)	店舗等	建物 その他	238	その他	店舗等	建物 土地 その他	349	<table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失 (百万円)</th></tr><tr><td>㈱伊勢丹 相模原店 (神奈川県相模原市)</td><td>店舗等</td><td>建物 土地</td><td>3,950</td></tr><tr><td>㈱三越 仙台三越店 (宮城県仙台市)</td><td>店舗等</td><td>建物 その他</td><td>6,164</td></tr><tr><td>その他</td><td>店舗等</td><td>建物 その他</td><td>334</td></tr></table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	㈱伊勢丹 相模原店 (神奈川県相模原市)	店舗等	建物 土地	3,950	㈱三越 仙台三越店 (宮城県仙台市)	店舗等	建物 その他	6,164	その他	店舗等	建物 その他	334
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																														
㈱三越 新宿アルコット店 (東京都新宿区)	店舗等	建物 土地 その他	12,433																																														
㈱三越 名古屋栄店 (愛知県名古屋市)	店舗等	建物 土地 その他	7,924																																														
㈱三越 松山店 (愛媛県松山市)	店舗等	建物 土地 その他	3,735																																														
㈱三越 新潟店 (新潟県新潟市)	店舗等	建物 土地 その他	1,910																																														
㈱三越 千葉店 (千葉県千葉市)	店舗等	建物 土地 その他	548																																														
㈱クイーンズ伊勢丹 (東京都江東区等)	店舗等	建物 その他	238																																														
その他	店舗等	建物 土地 その他	349																																														
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																														
㈱伊勢丹 相模原店 (神奈川県相模原市)	店舗等	建物 土地	3,950																																														
㈱三越 仙台三越店 (宮城県仙台市)	店舗等	建物 その他	6,164																																														
その他	店舗等	建物 その他	334																																														
(2) 減損損失の認識に至った経緯 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ、又は、市場価格が帳簿価額に比べて著しく下落した資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上しております。	(2) 減損損失の認識に至った経緯 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上しております。 なお、仙台三越店は、東日本大震災の影響に伴い大幅な収益悪化が見込まれるため、減損損失を計上しております。																																																
(3) 減損損失の内訳 建物及び構築物 15,084百万円 土地 11,716百万円 その他 341百万円 合計 27,141百万円	(3) 減損損失の内訳 建物及び構築物 10,401百万円 土地 9百万円 その他 38百万円 合計 10,449百万円																																																

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																		
(4) 資産のグルーピングの方法 キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。 (5) 回収可能額の算定方法 資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準としております。 ※8 関係会社株式売却損は、名古屋ビルサービス株式を売却したものであります。 ※9 関係会社整理損は、主にフランス三越S.A.S.の清算に伴い見込まれる損失を計上しております。 ※10 構造改革損失の内訳は次のとおりです。 <table> <tr> <td>早期退職特別支援制度の実施に伴う損失</td><td>36,449百万円</td></tr> <tr> <td>営業終了に関する損失</td><td>4,274百万円</td></tr> <tr> <td>システム及びカード機能統合費用</td><td>1,792百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>42,515百万円</td></tr> </table>	早期退職特別支援制度の実施に伴う損失	36,449百万円	営業終了に関する損失	4,274百万円	システム及びカード機能統合費用	1,792百万円	合計	42,515百万円	(4) 資産のグルーピングの方法 キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。 (5) 回収可能額の算定方法 資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。 ※9 関係会社整理損は、スペイン三越S.A.の清算に伴い見込まれる損失を計上しております。 ※11 災害による損失の内訳は、次の通りであります。 <table> <tr> <td>被災地への支援物資</td><td>69百万円</td></tr> <tr> <td>商品の滅失</td><td>82百万円</td></tr> <tr> <td>原状回復費用</td><td>790百万円</td></tr> <tr> <td>営業休止期間中の固定費</td><td>1,182百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,124百万円</td></tr> </table> ※12 その他は、主に株式会社三越の新宿アルコット店の営業終了決定に伴い見込まれる損失1,461百万円であります。	被災地への支援物資	69百万円	商品の滅失	82百万円	原状回復費用	790百万円	営業休止期間中の固定費	1,182百万円	合計	2,124百万円
早期退職特別支援制度の実施に伴う損失	36,449百万円																		
営業終了に関する損失	4,274百万円																		
システム及びカード機能統合費用	1,792百万円																		
合計	42,515百万円																		
被災地への支援物資	69百万円																		
商品の滅失	82百万円																		
原状回復費用	790百万円																		
営業休止期間中の固定費	1,182百万円																		
合計	2,124百万円																		

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

※1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	△58,691百万円
少数株主に係る包括利益	898百万円
計	△57,793百万円

※2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他有価証券評価差額金	850百万円
繰延ヘッジ損益	32百万円
為替換算調整勘定	572百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	3,587百万円
計	5,042百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	387,859,022	6,725,452	—	394,584,474

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、株式移転による増加6,690,992株及び、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加34,460株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	69,981	23,187	3,547	89,621

(変動事由の概要) 増加は、単元株式及び単元未満株式の買取りによるものであり、減少は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	941
合計		—	—	—	—	—	941

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,429	14.00	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,945	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月29日

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	394,584,474	46,360	—	394,630,834

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加46,360株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	89,621	115,950	5,408	200,163

(変動事由の概要) 増加は、単元株式及び単元未満株式の買取りによるものであり、減少は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	1,083
合計		—	—	—	—	—	1,083

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,945	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,761	7.00	平成23年3月31日	平成23年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																														
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td><td>37,682百万円</td></tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td><td>△424百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>108百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物の期末残高</td><td>37,366百万円</td></tr> </table> ※2 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳は、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>流動資産</td><td>2,510百万円</td></tr> <tr> <td>固定資産</td><td>644百万円</td></tr> <tr> <td>流動負債</td><td>1,834百万円</td></tr> <tr> <td>固定負債</td><td>281百万円</td></tr> <tr> <td>株式の売却価格</td><td>656百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>△69百万円</td></tr> <tr> <td>売却による収入</td><td>587百万円</td></tr> </table> ※3 事業の譲受により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 事業の譲受により新たに株式会社札幌丸井今井と株式会社函館丸井今井を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社の取得のための支出との関係は、次の通りであります。 <table> <tr> <td>流動資産</td><td>2,326百万円</td></tr> <tr> <td>固定資産</td><td>13,276百万円</td></tr> <tr> <td>流動負債</td><td>2,055百万円</td></tr> <tr> <td>固定負債</td><td>99百万円</td></tr> <tr> <td>負ののれん</td><td>40百万円</td></tr> <tr> <td>取得価格</td><td>13,406百万円</td></tr> <tr> <td>新規連結子会社の現金及び現金同等物</td><td>280百万円</td></tr> <tr> <td>事業譲受による支出</td><td>13,125百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	37,682百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△424百万円	有価証券	108百万円	現金及び現金同等物の期末残高	37,366百万円	流動資産	2,510百万円	固定資産	644百万円	流動負債	1,834百万円	固定負債	281百万円	株式の売却価格	656百万円	現金及び現金同等物	△69百万円	売却による収入	587百万円	流動資産	2,326百万円	固定資産	13,276百万円	流動負債	2,055百万円	固定負債	99百万円	負ののれん	40百万円	取得価格	13,406百万円	新規連結子会社の現金及び現金同等物	280百万円	事業譲受による支出	13,125百万円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td><td>56,940百万円</td></tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td><td>△388百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>97百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物の期末残高</td><td>56,649百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	56,940百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△388百万円	有価証券	97百万円	現金及び現金同等物の期末残高	56,649百万円
現金及び預金勘定	37,682百万円																																														
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△424百万円																																														
有価証券	108百万円																																														
現金及び現金同等物の期末残高	37,366百万円																																														
流動資産	2,510百万円																																														
固定資産	644百万円																																														
流動負債	1,834百万円																																														
固定負債	281百万円																																														
株式の売却価格	656百万円																																														
現金及び現金同等物	△69百万円																																														
売却による収入	587百万円																																														
流動資産	2,326百万円																																														
固定資産	13,276百万円																																														
流動負債	2,055百万円																																														
固定負債	99百万円																																														
負ののれん	40百万円																																														
取得価格	13,406百万円																																														
新規連結子会社の現金及び現金同等物	280百万円																																														
事業譲受による支出	13,125百万円																																														
現金及び預金勘定	56,940百万円																																														
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△388百万円																																														
有価証券	97百万円																																														
現金及び現金同等物の期末残高	56,649百万円																																														

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)																																																																				
1 ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、情報処理業におけるシステム設備 (器具及び備品)であります。 ② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年 3 月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (百万円)</th><th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th><th>減損損失 累計額 相当額 (百万円)</th><th>期末残高 相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>器具及び備品</td><td>6,596</td><td>4,634</td><td>24</td><td>1,937</td></tr><tr><td>その他</td><td>2,936</td><td>2,074</td><td>—</td><td>861</td></tr><tr><td>合計</td><td>9,532</td><td>6,708</td><td>24</td><td>2,798</td></tr></table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>1,564百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>1,243百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,808百万円</td></tr><tr><td>リース資産減損勘定残高</td><td>9百万円</td></tr></table> (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>2,794百万円</td></tr><tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>170百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,624百万円</td></tr></table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	器具及び備品	6,596	4,634	24	1,937	その他	2,936	2,074	—	861	合計	9,532	6,708	24	2,798	1 年内	1,564百万円	1 年超	1,243百万円	合計	2,808百万円	リース資産減損勘定残高	9百万円	支払リース料	2,794百万円	リース資産減損勘定の取崩額	170百万円	減価償却費相当額	2,624百万円	1 ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 ・有形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左 同左 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (百万円)</th><th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th><th>減損損失 累計額 相当額 (百万円)</th><th>期末残高 相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>器具及び備品</td><td>3,861</td><td>2,964</td><td>8</td><td>888</td></tr><tr><td>その他</td><td>2,020</td><td>1,665</td><td>—</td><td>355</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,881</td><td>4,629</td><td>8</td><td>1,243</td></tr></table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>778百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>468百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,246百万円</td></tr><tr><td>リース資産減損勘定残高</td><td>2百万円</td></tr></table> (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>1,565百万円</td></tr><tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>6百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,559百万円</td></tr></table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	器具及び備品	3,861	2,964	8	888	その他	2,020	1,665	—	355	合計	5,881	4,629	8	1,243	1 年内	778百万円	1 年超	468百万円	合計	1,246百万円	リース資産減損勘定残高	2百万円	支払リース料	1,565百万円	リース資産減損勘定の取崩額	6百万円	減価償却費相当額	1,559百万円
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																																	
器具及び備品	6,596	4,634	24	1,937																																																																	
その他	2,936	2,074	—	861																																																																	
合計	9,532	6,708	24	2,798																																																																	
1 年内	1,564百万円																																																																				
1 年超	1,243百万円																																																																				
合計	2,808百万円																																																																				
リース資産減損勘定残高	9百万円																																																																				
支払リース料	2,794百万円																																																																				
リース資産減損勘定の取崩額	170百万円																																																																				
減価償却費相当額	2,624百万円																																																																				
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																																	
器具及び備品	3,861	2,964	8	888																																																																	
その他	2,020	1,665	—	355																																																																	
合計	5,881	4,629	8	1,243																																																																	
1 年内	778百万円																																																																				
1 年超	468百万円																																																																				
合計	1,246百万円																																																																				
リース資産減損勘定残高	2百万円																																																																				
支払リース料	1,565百万円																																																																				
リース資産減損勘定の取崩額	6百万円																																																																				
減価償却費相当額	1,559百万円																																																																				

前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)																								
2 オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>8,384百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>59,142百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>67,527百万円</td></tr> </table> (貸主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>100百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>1,300百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,400百万円</td></tr> </table> (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項 目等の記載は省略しております。	1 年内	8,384百万円	1 年超	59,142百万円	合計	67,527百万円	1 年内	100百万円	1 年超	1,300百万円	合計	1,400百万円	2 オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>8,313百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>50,956百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>59,270百万円</td></tr> </table> (貸主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>200百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>1,100百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,300百万円</td></tr> </table> (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項 目等の記載は省略しております。	1 年内	8,313百万円	1 年超	50,956百万円	合計	59,270百万円	1 年内	200百万円	1 年超	1,100百万円	合計	1,300百万円
1 年内	8,384百万円																								
1 年超	59,142百万円																								
合計	67,527百万円																								
1 年内	100百万円																								
1 年超	1,300百万円																								
合計	1,400百万円																								
1 年内	8,313百万円																								
1 年超	50,956百万円																								
合計	59,270百万円																								
1 年内	200百万円																								
1 年超	1,100百万円																								
合計	1,300百万円																								

（金融商品関係）

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債（コマーシャル・ペーパー）、社債及び債権流動化等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	37,682	37,682	—
(2) 受取手形及び売掛金	97,314	97,314	—
(3) 有価証券	567	567	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	28,122	28,122	—
(5) 長期貸付金 貸倒引当金	12,932 △1,169		
	11,763	11,590	△173
(6) 差入保証金	84,203	79,859	△4,344
資産計	259,654	255,136	△4,517
(1) 支払手形及び買掛金	94,940	94,940	—
(2) 短期借入金	85,683	85,683	—
(3) コマーシャル・ペーパー	40,000	40,000	—
(4) 未払法人税等	5,529	5,529	—
(5) 長期借入金	71,600	71,569	30
負債計	297,753	297,723	30
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び(4)投資有価証券

株式及び債券は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

(6) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金及び(3) コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払法人税等

短期間で支払いされるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式, 関係会社株式等	66,676

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3)満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	27,577	—	—	—
受取手形及び売掛金	97,314	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの（社債）	458	1,368	262	—
長期貸付金	128	3,838	7,963	969
差入保証金	314	995	6,077	5,399
合計	125,794	6,203	14,303	6,368

(注4)長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	—	5,100	1,500	20,000	30,000	15,000

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債（コマーシャル・ペーパー）、社債及び債権流動化等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により十分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	56,940	56,940	—
(2) 受取手形及び売掛金	87,431	87,431	—
(3) 有価証券	1,001	1,001	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	23,023	23,023	—
(5) 長期貸付金 貸倒引当金	13,061 △1,182		
	11,878	11,748	△130
(6) 差入保証金	75,708	68,592	△7,115
資産計	255,983	248,737	△7,246
(1) 支払手形及び買掛金	96,230	96,230	—
(2) 短期借入金 (※)	44,325	44,325	—
(3) コマーシャル・ペーパー	50,000	50,000	—
(4) 未払法人税等	2,389	2,389	—
(5) 社債	24,000	24,097	△97
(6) 長期借入金 (※)	95,600	95,768	△168
負債計	312,546	312,812	△266
デリバティブ取引	—	—	—

※ 1年内返済予定の長期借入金は、(2)短期借入金に含めておらず、(6)長期借入金に含めています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び(4)投資有価証券

株式及び債券は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

(6) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金及び(3) コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払法人税等

短期間で支払いされるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

社債の時価については、市場価額に基づいて算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式、関係会社株式等	65,887

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金				
預金	48,137	—	—	—
受取手形及び売掛金	87,431	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの（社債）	903	1,416	1,038	—
長期貸付金	198	7,063	4,869	766
差入保証金	120	2,153	5,999	4,199
合計	136,791	10,633	11,908	4,966

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
社債	—	—	12,000	—	12,000	—
長期借入金	5,100	1,500	20,000	54,000	—	15,000
合計	5,100	1,500	32,000	54,000	12,000	15,000

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 その他有価証券(平成22年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	①株式	21,509	16,546	4,962
	②債券	—	—	—
	③その他	—	—	—
	小計	21,509	16,546	4,962
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	①株式	5,091	5,774	△683
	②債券	2,089	2,089	—
	③その他	—	—	—
	小計	7,180	7,864	△683
合計		28,689	24,411	4,278

(注) 1. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について242百万円の減損処理を行っております。

2. 時価が30%以上下落した場合は、一律減損処理を行っております。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
①株式	2,335	936	186
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
合計	2,335	936	186

当連結会計年度

1 その他有価証券（平成23年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	①株式	7,340	6,003	1,337
	②債券	—	—	—
	③その他	—	—	—
	小計	7,340	6,003	1,337
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	①株式	13,325	15,277	△ 1,951
	②債券	3,358	3,358	—
	③その他	—	—	—
	小計	16,684	18,635	△ 1,951
合計		24,024	24,639	△ 614

(注) 1. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について238百万円の減損処理を行っております。

2. 時価が30%以上下落した場合は、一律減損処理を行っております。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
①株式	1,880	774	11
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
合計	1,880	774	11

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

（単位：百万円）					
ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建 ユーロ	売掛金	4	—	△ 0
	合計		4	—	△ 0
	買建 ユーロ	買掛金	312	—	△ 0
	米ドル		127	—	1
	英ポンド		42	—	△ 0
	合計		482	—	0

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	17,500	17,500	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建	買掛金			
	ユーロ		284	—	4
	米ドル		92	—	0
	英ポンド		0	—	△0
	合計		378	—	5

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	17,500	17,500	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)																																																																																				
1 採用している退職給付制度の概要 当社及び国内連結子会社は、確定給付型制度として、キャッシュバランスプラン型年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度等を設けております。 2 退職給付債務に関する事項(平成22年 3 月31日) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>△68,564百万円</td></tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td><td>25,233</td></tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)</td><td>△43,331百万円</td></tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td><td>2,351</td></tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td><td>△551</td></tr> <tr> <td>ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)</td><td>△41,530</td></tr> <tr> <td>ト 前払年金費用</td><td>5,141</td></tr> <tr> <td>チ 退職給付引当金(ヘ+ト)</td><td>△46,672</td></tr> </table> (注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 3 退職給付費用に関する事項(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>3,681百万円</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>1,909</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td><td>△606</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異費用処理額</td><td>1,436</td></tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務費用処理額</td><td>△120</td></tr> <tr> <td>ヘ 確定拠出型年金制度への 掛金払込額</td><td>1,485</td></tr> <tr> <td>ト その他</td><td>33</td></tr> <tr> <td>チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)</td><td>7,821</td></tr> </table> (注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上しております。 2 上記退職給付費用以外に、早期退職特別支援制度の実施に伴う費用を特別損失に計上しております。内容は以下のとおりであります。 早期退職特別支援制度に伴う割増退職金 30,223百万円 未認識項目の償却 677 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の 期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>2.00～2.50%</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td><td>0.00～3.50%</td></tr> <tr> <td>ニ 過去勤務債務の額 の処理年数</td><td>3～13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生時から費用処理しております。</td></tr> <tr> <td>ホ 数理計算上の差異の 処理年数</td><td>8～13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	△68,564百万円	ロ 年金資産	25,233	ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△43,331百万円	ニ 未認識数理計算上の差異	2,351	ホ 未認識過去勤務債務	△551	ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△41,530	ト 前払年金費用	5,141	チ 退職給付引当金(ヘ+ト)	△46,672	イ 勤務費用	3,681百万円	ロ 利息費用	1,909	ハ 期待運用収益	△606	ニ 数理計算上の差異費用処理額	1,436	ホ 過去勤務債務費用処理額	△120	ヘ 確定拠出型年金制度への 掛金払込額	1,485	ト その他	33	チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	7,821	イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	2.00～2.50%	ハ 期待運用収益率	0.00～3.50%	ニ 過去勤務債務の額 の処理年数	3～13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生時から費用処理しております。	ホ 数理計算上の差異の 処理年数	8～13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。	1 採用している退職給付制度の概要 当社及び国内連結子会社は、確定給付型制度として、キャッシュバランスプラン型年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度等を設けております。 2 退職給付債務に関する事項(平成23年 3 月31日) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>△64,544百万円</td></tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td><td>23,612</td></tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)</td><td>△40,931百万円</td></tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td><td>1,757</td></tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td><td>△430</td></tr> <tr> <td>ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)</td><td>△39,605</td></tr> <tr> <td>ト 前払年金費用</td><td>4,651</td></tr> <tr> <td>チ 退職給付引当金(ヘ+ト)</td><td>△44,257</td></tr> </table> (注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 3 退職給付費用に関する事項(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>3,118百万円</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>1,509</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td><td>△645</td></tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異費用処理額</td><td>1,149</td></tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務費用処理額</td><td>△567</td></tr> <tr> <td>ヘ 確定拠出型年金制度への 掛金払込額</td><td>1,327</td></tr> <tr> <td>ト その他</td><td>△53</td></tr> <tr> <td>チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)</td><td>5,839</td></tr> </table> (注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上しております。 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の 期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>2.00～2.50%</td></tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td><td>0.00～3.50%</td></tr> <tr> <td>ニ 過去勤務債務の額 の処理年数</td><td>3～13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生時から費用処理しております。</td></tr> <tr> <td>ホ 数理計算上の差異の 処理年数</td><td>8～13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	△64,544百万円	ロ 年金資産	23,612	ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△40,931百万円	ニ 未認識数理計算上の差異	1,757	ホ 未認識過去勤務債務	△430	ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△39,605	ト 前払年金費用	4,651	チ 退職給付引当金(ヘ+ト)	△44,257	イ 勤務費用	3,118百万円	ロ 利息費用	1,509	ハ 期待運用収益	△645	ニ 数理計算上の差異費用処理額	1,149	ホ 過去勤務債務費用処理額	△567	ヘ 確定拠出型年金制度への 掛金払込額	1,327	ト その他	△53	チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	5,839	イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	2.00～2.50%	ハ 期待運用収益率	0.00～3.50%	ニ 過去勤務債務の額 の処理年数	3～13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生時から費用処理しております。	ホ 数理計算上の差異の 処理年数	8～13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。
イ 退職給付債務	△68,564百万円																																																																																				
ロ 年金資産	25,233																																																																																				
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△43,331百万円																																																																																				
ニ 未認識数理計算上の差異	2,351																																																																																				
ホ 未認識過去勤務債務	△551																																																																																				
ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△41,530																																																																																				
ト 前払年金費用	5,141																																																																																				
チ 退職給付引当金(ヘ+ト)	△46,672																																																																																				
イ 勤務費用	3,681百万円																																																																																				
ロ 利息費用	1,909																																																																																				
ハ 期待運用収益	△606																																																																																				
ニ 数理計算上の差異費用処理額	1,436																																																																																				
ホ 過去勤務債務費用処理額	△120																																																																																				
ヘ 確定拠出型年金制度への 掛金払込額	1,485																																																																																				
ト その他	33																																																																																				
チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	7,821																																																																																				
イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準																																																																																				
ロ 割引率	2.00～2.50%																																																																																				
ハ 期待運用収益率	0.00～3.50%																																																																																				
ニ 過去勤務債務の額 の処理年数	3～13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生時から費用処理しております。																																																																																				
ホ 数理計算上の差異の 処理年数	8～13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。																																																																																				
イ 退職給付債務	△64,544百万円																																																																																				
ロ 年金資産	23,612																																																																																				
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△40,931百万円																																																																																				
ニ 未認識数理計算上の差異	1,757																																																																																				
ホ 未認識過去勤務債務	△430																																																																																				
ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△39,605																																																																																				
ト 前払年金費用	4,651																																																																																				
チ 退職給付引当金(ヘ+ト)	△44,257																																																																																				
イ 勤務費用	3,118百万円																																																																																				
ロ 利息費用	1,509																																																																																				
ハ 期待運用収益	△645																																																																																				
ニ 数理計算上の差異費用処理額	1,149																																																																																				
ホ 過去勤務債務費用処理額	△567																																																																																				
ヘ 確定拠出型年金制度への 掛金払込額	1,327																																																																																				
ト その他	△53																																																																																				
チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	5,839																																																																																				
イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準																																																																																				
ロ 割引率	2.00～2.50%																																																																																				
ハ 期待運用収益率	0.00～3.50%																																																																																				
ニ 過去勤務債務の額 の処理年数	3～13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生時から費用処理しております。																																																																																				
ホ 数理計算上の差異の 処理年数	8～13年 発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。																																																																																				

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 299百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

営業外収益(新株予約権戻入益) 68百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第1回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成14年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 20名、当社従業員 344名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 1,152,000株
付与日	平成14年8月6日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成24年6月26日

第2回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成15年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 19名、当社従業員 336名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 1,533,500株
付与日	平成15年8月5日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成22年6月26日

第3回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成16年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名、当社執行役員 18名、当社従業員 54名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 640,600株
付与日	平成16年8月3日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月28日

第4回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成17年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名、当社執行役員 19名、当社従業員 53名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 692,400株
付与日	平成17年8月2日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成24年6月28日

第5回①

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 160,700株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	①取締役の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ②取締役の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第5回②

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年5月8日開催の取締役会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 17名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 262,900株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	①執行役員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ②執行役員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第5回③

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 54名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 216,000株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	①従業員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ②従業員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第6回①

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 211,600株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	①取締役の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ②取締役の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第6回②

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 19名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 331,400株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	①執行役員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ②執行役員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第6回③

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年6月28日開催の定時株主総会決議及び 平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 52名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 208,000株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	①従業員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ②従業員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第7回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 37,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	①新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。 ②新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、当社の取締役の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。取締役の地位を喪失後、引続き当社の執行役員として当社との委任契約を締結する場合、又は取締役の地位を喪失して執行役員に就任後、再び取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 ③新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人（以下本段落において「承継者」という。）に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。 新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成22年6月28日

第8回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、執行役員及び従業員 61名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 322,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	取締役が付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 ①新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。 ②新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、取締役の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 ③新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人（以下本段落において「承継者」という。）に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 執行役員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 ①新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。 ②新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で当社の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。執行役員の地位を喪失後、引き続き当社の取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 ③新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人（以下本段落において「承継者」という。）に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 従業員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

権利確定条件	①新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。 ②新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。従業員の地位を喪失後、引続き当社の取締役又は執行役員として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 ③新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の人事部労務担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。 新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月27日

第9回

会社名	提出会社(株式会社三越発行)
決議年月日	平成16年5月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び役付執行役員7名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 124,000株
付与日	平成16年6月24日
権利確定条件	付与日(平成16年6月24日)以降、権利確定日(平成17年4月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成16年6月24日～平成17年4月30日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成26年5月31日

第10回

会社名	提出会社(株式会社三越発行)
決議年月日	平成17年5月24日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役10名及び役付執行役員4名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 134,000株
付与日	平成17年6月23日
権利確定条件	付与日(平成17年6月23日)以降、権利確定日(平成18年4月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年6月23日～平成18年4月30日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成27年5月31日

第11回

会社名	提出会社（株式会社三越発行）
決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役7名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 54,000株
付与日 ※2	平成18年6月30日
権利確定条件	付与日（平成18年6月30日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成19年5月31日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年5月31日

第12回

会社名	提出会社（株式会社三越発行）
決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員3名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 18,000株
付与日 ※2	平成18年6月30日
権利確定条件	付与日（平成18年6月30日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成19年5月31日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年5月31日

第13回

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成22年1月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役3名及び執行役員9名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 97,500株
付与日	平成22年2月26日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成23年4月1日～平成38年2月26日

第14回

会社名	提出会社
決議年月日	平成22年 1 月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役 3 名、執行役員14名及び株式会社三越社内取締役 4 名、執行役員 9 名
株式の種類及び付与数 ※ 1	普通株式 242, 600株
付与日	平成22年 2 月26日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成23年 4 月 1 日～平成38年 2 月26日

(注)※ 1 株式数に換算して記載しております。

(注)※ 2 平成18年 6 月発行新株予約権は取締役、執行役員及び監査役の地位を有する時は行使できません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	304,200	101,900	350,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	14,400	—
失効(株)	15,000	19,900	60,900
未行使残(株)	289,200	67,600	289,100

	第4回	第5回	第6回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利確定前	—	—	—
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	557,100	612,700	751,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	83,600	82,000	61,800
未行使残(株)	473,500	530,700	689,200

	第7回	第8回	第9回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利確定前	—	—	—
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	37,000	279,000	25,840
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	6,120
失効(株)	—	32,000	—
未行使残(株)	37,000	247,000	19,720

	第10回	第11回	第12回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	33,320	18,360	5,440
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	11,560	2,380	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	21,760	15,980	5,440

	第13回	第14回
会社名	提出会社	提出会社
権利確定前		
期首(株)	—	—
付与(株)	97,500	242,600
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	97,500	242,600
権利確定後		
期首(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—
未行使残(株)	—	—

② 単価情報

	第1回	第2回	第3回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利行使価格	1,162円に100を乗じた価額	891円に100を乗じた価額	1,378円に100を乗じた価額
行使時平均株価	—	924円	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	第4回	第5回	第6回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利行使価格	1,560円に100を乗じた価額	1,829円に100を乗じた価額	1,952円に100を乗じた価額
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	新株予約権1個当たり 50,100円	新株予約権1個当たり 43,900円

	第7回	第8回	第9回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利行使価格	1,157円に1,000を乗じた価額	1,359円に1,000を乗じた価額	1円に340を乗じた価額
行使時平均株価	—	—	927円
付与日における公正な評価単価	—	—	※ 新株予約権1個当たり 398,820円

	第10回	第11回	第12回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利行使価格	1円に340を乗じた価額	1円に340を乗じた価額	1円に340を乗じた価額
行使時平均株価	928円	902円	—
付与日における公正な評価単価	※ 新株予約権1個当たり 397,460円	※ 新株予約権1個当たり 395,760円	※ 新株予約権1個当たり 395,760円

	第13回	第14回
会社名	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 88,200円	新株予約権1個当たり 88,200円

※ 第9回～第12回の評価単価は、平成20年4月1日時点の評価単価となります。

4 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動性 46.241%

平成20年4月1日～平成22年2月26日の株価実績に基づき算定

② 予想残存期間 4年

ブラック・ショールズ式を用いるに当たって、オプションの満期までの期間に代えて、付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を用いております。

③ 予想配当 14円

過去1年間の実績配当金（平成21年3月期の配当実績による）

④ 無リスク利子率 0.386%

年率、平成22年2月26日の国債利回り（残存期間：4年）

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映いたしております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 280百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

営業外収益(新株予約権戻入益) 118百万円

3 ストック・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) ストック・オプションの内容

第1回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成14年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 20名、当社従業員 344名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 1,152,000株
付与日	平成14年8月6日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成24年6月26日

第2回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成15年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 19名、当社従業員 336名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 1,533,500株
付与日	平成15年8月5日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成22年6月26日

第3回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成16年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名、当社執行役員 18名、当社従業員 54名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 640,600株
付与日	平成16年8月3日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月28日

第4回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成17年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名、当社執行役員 19名、当社従業員 53名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 692,400株
付与日	平成17年8月2日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成24年6月28日

第5回①

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 160,700株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	①取締役の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ②取締役の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第5回②

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年5月8日開催の取締役会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 17名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 262,900株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	①執行役員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ②執行役員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第5回③

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 54名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 216,000株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	①従業員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ②従業員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

第6回①

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 211,600株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	①取締役の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ②取締役の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第6回②

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 19名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 331,400株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	①執行役員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ②執行役員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第6回③

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年6月28日開催の定時株主総会決議及び 平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 52名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 208,000株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	①従業員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ②従業員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

第7回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 37,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	①新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。 ②新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、当社の取締役の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。取締役の地位を喪失後、引続き当社の執行役員として当社との委任契約を締結する場合、又は取締役の地位を喪失して執行役員に就任後、再び取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 ③新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人（以下本段落において「承継者」という。）に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。 新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成22年6月28日

第8回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、執行役員及び従業員 61名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 322,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	取締役が付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 ①新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。 ②新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、取締役の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 ③新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人（以下本段落において「承継者」という。）に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 執行役員が付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 ①新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。 ②新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で当社の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。執行役員の地位を喪失後、引き続き当社の取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 ③新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人（以下本段落において「承継者」という。）に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 従業員が付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

権利確定条件	①新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。 ②新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。従業員の地位を喪失後、引続き当社の取締役又は執行役員として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 ③新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の人事部労務担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。 新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月27日

第9回

会社名	提出会社(株式会社三越発行)
決議年月日	平成16年5月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び役付執行役員7名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 124,000株
付与日	平成16年6月24日
権利確定条件	付与日(平成16年6月24日)以降、権利確定日(平成17年4月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成16年6月24日～平成17年4月30日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成26年5月31日

第10回

会社名	提出会社(株式会社三越発行)
決議年月日	平成17年5月24日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役10名及び役付執行役員4名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 134,000株
付与日	平成17年6月23日
権利確定条件	付与日(平成17年6月23日)以降、権利確定日(平成18年4月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年6月23日～平成18年4月30日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成27年5月31日

第11回

会社名	提出会社（株式会社三越発行）
決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役7名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 54,000株
付与日 ※2	平成18年6月30日
権利確定条件	付与日（平成18年6月30日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成19年5月31日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年5月31日

第12回

会社名	提出会社（株式会社三越発行）
決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員3名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 18,000株
付与日 ※2	平成18年6月30日
権利確定条件	付与日（平成18年6月30日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成19年5月31日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年5月31日

第13回

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成22年1月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役3名及び執行役員9名
株式の種類及び付与数 ※1	普通株式 97,500株
付与日	平成22年2月26日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成23年4月1日～平成38年2月26日

第14回

会社名	提出会社
決議年月日	平成22年 1 月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役 3 名、執行役員14名及び株式会社三越社内取締役 4 名、執行役員 9 名
株式の種類及び付与数 ※ 1	普通株式 242, 600株
付与日	平成22年 2 月26日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成23年 4 月 1 日～平成38年 2 月26日

第15回

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年 1 月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役 5 名及び執行役員 7 名
株式の種類及び付与数 ※ 1	普通株式 93, 000株
付与日	平成23年 2 月15日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成24年 3 月 1 日～平成39年 2 月15日

第16回

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年 1 月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役 1 名、執行役員15名及び株式会社三越社内取締役 1 名、執行役員14名
株式の種類及び付与数 ※ 1	普通株式 196, 600株
付与日	平成23年 2 月15日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成24年 3 月 1 日～平成39年 2 月15日

(注)※ 1 株式数に換算して記載しております。

(注)※ 2 平成18年 6 月発行新株予約権は取締役、執行役員及び監査役の地位を有する時は行使できません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	289,200	67,600	289,100
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	28,000	—
失効(株)	35,400	39,600	74,400
未行使残(株)	253,800	—	214,700

	第4回	第5回	第6回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利確定前	—	—	—
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	473,500	530,700	689,200
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	101,500	115,700	137,200
未行使残(株)	372,000	415,000	552,000

	第7回	第8回	第9回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利確定前	—	—	—
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	37,000	247,000	19,720
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	3,060
失効(株)	37,000	39,000	—
未行使残(株)	—	208,000	16,660

	第10回	第11回	第12回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	21,760	15,980	5,440
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	10,880	3,060	1,360
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	10,880	12,920	4,080

	第13回	第14回	第15回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
期首(株)	97,500	242,600	—
付与(株)	—	—	93,000
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	97,500	242,600	93,000
権利確定後			
期首(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	—	—	—

	第16回
会社名	提出会社
権利確定前	
期首(株)	—
付与(株)	196,600
失効(株)	—
権利確定(株)	—
未確定残(株)	196,600
権利確定後	
期首(株)	—
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	—

② 単価情報

	第1回	第2回	第3回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利行使価格	1,162円に100を乗じた価額	891円に100を乗じた価額	1,378円に100を乗じた価額
行使時平均株価	—	1,007円	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	第4回	第5回	第6回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利行使価格	1,560円に100を乗じた価額	1,829円に100を乗じた価額	1,952円に100を乗じた価額
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	新株予約権1個当たり 50,100円	新株予約権1個当たり 43,900円

	第7回	第8回	第9回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利行使価格	1,157円に1,000を乗じた価額	1,359円に1,000を乗じた価額	1円に340を乗じた価額
行使時平均株価	—	—	930円
付与日における公正な評価単価	—	—	※ 新株予約権1個当たり 398,820円

	第10回	第11回	第12回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利行使価格	1円に340を乗じた価額	1円に340を乗じた価額	1円に340を乗じた価額
行使時平均株価	935円	930円	951円
付与日における公正な評価単価	※ 新株予約権1個当たり 397,460円	※ 新株予約権1個当たり 395,760円	※ 新株予約権1個当たり 395,760円

	第13回	第14回	第15回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 88,200円	新株予約権1個当たり 88,200円	新株予約権1個当たり 97,000円

	第16回
会社名	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	—
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 97,000円

※ 第9回～第12回の評価単価は、平成20年4月1日時点の評価単価となります。

4 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

- ① 株価変動性 40.720%

平成20年4月1日～平成23年2月15日の株価実績に基づき算定

- ② 予想残存期間 4年

ブラック・ショールズ式を用いるに当たって、オプションの満期までの期間に代えて、付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を用いております。

- ③ 予想配当 10円

過去1年間の実績配当金（平成22年3月期の配当実績による）

- ④ 無リスク利子率 0.497%

年率、平成23年2月15日の国債利回り（残存期間：4年）

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映いたしております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)		当連結会計年度 (平成23年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)
	貸倒引当金 1,733百万円		貸倒引当金 2,397百万円
	賞与引当金 3,852		賞与引当金 3,821
	退職給付引当金 16,213		退職給付引当金 16,409
	減価償却費 15,016		減価償却費 16,529
	投資有価証券評価損 3,245		投資有価証券評価損 1,290
	固定資産減損損失 1,870		固定資産減損損失 796
	商品券回収損失引当金 9,024		商品券回収損失引当金 11,128
	合併受入資産評価損 27,453		合併受入資産評価損 24,258
	繰越欠損金 18,478		繰越欠損金 25,449
	その他 12,713		その他 21,514
	繰延税金資産小計 109,601百万円		繰延税金資産小計 123,596百万円
	評価性引当金 △86,916		評価性引当金 △100,986
	繰延税金資産合計 22,684百万円		繰延税金資産合計 22,610百万円
	(繰延税金負債)		(繰延税金負債)
	固定資産圧縮積立金 △7,865百万円		固定資産圧縮積立金 △10,663百万円
	その他有価証券評価差額金 △1,122		その他有価証券評価差額金 △302
	合併受入資産評価益 △70,443		合併受入資産評価益 △68,478
	時価評価による簿価修正額 △115,886		時価評価による簿価修正額 △115,989
	その他 △5,763		その他 △4,636
	繰延税金負債合計 △201,082百万円		繰延税金負債合計 △200,069百万円
	繰延税金資産(負債)の純額 △178,397百万円		繰延税金資産(負債)の純額 △177,459百万円
	繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。		繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。
	流動資産－繰延税金資産 10,101百万円		流動資産－繰延税金資産 9,966百万円
	固定資産－繰延税金資産 5,607		固定資産－繰延税金資産 7,021
	流動負債－繰延税金負債 △0		流動負債－繰延税金負債 △2
	固定負債－繰延税金負債 △194,106		固定負債－繰延税金負債 △194,444
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳
当連結会計年度については、税金等調整前当期純損失であるため、記載しておりません。		国内の法定実効税率 40.7 % (調整)	
		交際費等永久に損金に算入されない項目 2.7 %	
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.1	
		住民税均等割 3.4	
		在外連結子会社の税率差異 △5.0	
		持分法による投資利益 △27.9	
		のれん及び負ののれんの償却額 △79.2	
		未実現利益消去による影響 △0.3	
		評価性引当額 109.8	
		その他 4.1	
		税効果会計適用後の法人税等の負担率 48.3 %	

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

I. パーチェス法適用

1. 事業譲受けについて

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

株式会社 丸井今井 百貨店業

(2) 企業結合を行った理由

当社は、丸井今井からのスポンサー就任要請を受け、平成21年4月30日に丸井今井のスポンサーに選定され、丸井今井の再生に関する具体的な協議を両者間にて進めてまいりました。

その結果、時間の経過による丸井今井の事業の毀損を最小限に抑えるためには、早期に事業譲渡を実施することが必要であると判断し、当社が新たに設立した札幌丸井今井及び函館丸井今井が、それぞれ丸井今井の札幌事業、函館事業を譲り受けることで合意し、平成21年6月29日に事業譲渡契約を締結するに至りました。なお、丸井今井は、平成21年6月22日に札幌地方裁判所より事業譲渡の許可を取得しています。

(3) 企業結合日

平成21年7月31日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

(5) 結合後企業の名称

株式会社 札幌丸井今井

株式会社 函館丸井今井

(6) 取得した議決権比率

100%

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成21年5月29日から平成22年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価

株式会社 札幌丸井今井 11,800百万円

株式会社 函館丸井今井 1,606百万円

4. 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1) 負ののれん 400百万円

(2) 償却方法及び償却期間 重要性がないため、一括償却

5. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

概算額の算定は困難であるため、記載しておりません。

Ⅱ．共通支配下の取引等

グループ内組織再編について

当社は、平成21年1月27日の取締役会の決議に基づき、当社グループ内の組織再編の一環として、当社の100%子会社である株式会社三越（以下「三越」）及び株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」）から、それぞれのカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務（以下「本件事業」）を、当社に承継させる会社分割（以下「本会社分割」）を平成21年4月1日に実施しました。

また、三越及び伊勢丹の物流子会社及び人材サービス子会社は、本会社分割による直接子会社化と同時にそれぞれ合併いたしました。

1．組織再編の目的について

当社グループでは、事業・機能の選択と集中により、経営資源をグループ全体で再配分・最大限活用することによって、お客さま満足の向上、生産性の向上を図るべく、グループ体制を構築することを目指しております。

その一環として、システム事業につきましては、三越及び伊勢丹のシステム子会社を統合し、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズとした上で、平成20年10月1日に当社の直接子会社としております。

今般、システム事業に続き、カード・保険、友の会、物流、人材サービスの各事業につきましても、各事業に係る子会社の経営管理及び営業支援業務を当社が承継し、当該各子会社を当社の直接子会社とすることといたしました。

2．会社分割について

(1) 会社分割の要旨

① 吸収分割の効力発生日

平成21年4月1日

② 分割方式

三越及び伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

③ 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三越及び伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

⑤ 承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めにしたがって、効力発生日において三越が本件事業に関して有する関係会社株式及び伊勢丹が本件事業に関して有する関係会社株式を承継します。

(2) 承継する事業部門の概要

① 承継する部門の事業内容

三越及び伊勢丹のカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務

② 承継する資産、負債の項目及び金額

資産（三越から当社が承継するもの）	
項 目	帳 簿 価 額
関係会社株式	275百万円
合 計	275百万円

資産（伊勢丹から当社が承継するもの）	
項 目	帳 簿 価 額
関係会社株式	1,326百万円
合 計	1,326百万円

関係会社株式の内容
次に掲げる関係会社の株式 ・株式会社三越保険サービス ・株式会社三越友の会 ・株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ ・株式会社プロネット

関係会社株式の内容
次に掲げる関係会社の株式 ・株式会社伊勢丹アイカード ・株式会社イセタンクローバーサークル ・株式会社伊勢丹ビジネスサポート ・株式会社伊勢丹キャリアデザイン

3. 合併について

合併の要旨

- (1) 物流子会社（株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズと株式会社伊勢丹ビジネスサポート）の合併

① 合併の効力発生日

平成21年4月1日

② 合併方式

株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社伊勢丹ビジネスサポートは解散いたしました。

③ 合併後の企業の名称

株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポート

④ 合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。

また、合併による新株発行及び資本金の増加ありません。

⑤ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社伊勢丹ビジネスサポートは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

- (2) 人材サービス子会社（株式会社伊勢丹キャリアデザインと株式会社プロネット）の合併

① 合併の効力発生日

平成21年4月1日

② 合併方式

株式会社伊勢丹キャリアデザインを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社プロネットは解散いたしました。

③ 合併後の企業の名称

株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ

④ 合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。

また、合併による新株発行及び資本金の増加ありません。

⑤ 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社プロネットは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

Ⅲ. 共通支配下の取引等

グループ内組織再編について

当社は、百貨店事業に係るグループ内の組織再編として、当社の完全子会社である株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」という。）から、株式会社岩田屋（以下「岩田屋」という。）、株式会社静岡伊勢丹（以下「静岡伊勢丹」という。）及び株式会社新潟伊勢丹（以下「新潟伊勢丹」という。）に係る経営管理並びに営業支援業務（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を当社に承継させる吸収分割を平成21年10月1日に実施しました。

1. 組織再編の目的について

平成20年11月13日に発表いたしました「三越伊勢丹グループ3ヵ年計画（2009-2011年度）」の4つの重点戦略のひとつである「店舗体制の再構築」の具体策として、伊勢丹から岩田屋、静岡伊勢丹及び新潟伊勢丹に係る経営管理並びに営業支援業務を承継して、両社を直接子会社といたしました。

これにより、平成20年10月に当社と直接の資本関係となった株式会社ジェイアール西日本伊勢丹、平成21年7月末に株式会社丸井今井から事業を譲り受けた株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井とあわせ、持株会社（当社）の直下に三越、伊勢丹及び地域事業会社等の百貨店事業会社が並列する組織体制が構築されます。

かかる組織体制のもと、各地域の百貨店事業会社に権限委譲を行い、各地域に最適な意思決定をスピードをもって行うだけでなく、“地域のお客さまに愛される、地域のお客さまにとっての「マイデパートメントストア」”となるべく地域に密着した営業体制を構築し、迅速で細やかな営業施策の展開を推進する体制の整備を実現いたします。

2. 会社分割について

(1) 会社分割の要旨

① 吸収分割の効力発生日

平成21年10月1日

② 分割方式

伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

③ 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

⑤ 承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において伊勢丹が本件事業に関して有する岩田屋、静岡伊勢丹及び新潟伊勢丹の株式並びに当該株式に関する権利義務を承継します。

3. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する部門の事業内容

岩田屋、静岡伊勢丹及び新潟伊勢丹に係る経営管理並びに営業支援業務

(2) 承継する資産、負債の項目及び金額

資産	
項目	帳簿価額
岩田屋株式	6,259百万円
静岡伊勢丹株式	111百万円
新潟伊勢丹株式	1,008百万円
合計	7,380百万円

IV. 株式交換について

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：株式会社岩田屋

事業の内容：百貨店業

(2) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、株式会社岩田屋を株式交換完全子会社とする株式交換

(3) 結合後企業の名称

株式会社岩田屋

(4) 取引の目的を含む取引の概要

厳しい環境の下、当社及び株式会社岩田屋が競争に打ち勝つためには、お客さまの期待を上回る販売サービスやMD（営業施策）の提供を、これまで以上に高いレベルでかつスピーディーに実現することが不可欠となります。そして、その実現に向けては、三越伊勢丹グループの総力を挙げた支援と、福岡エリアにおける最適な意思決定をスピードを持って行うことができる体制の整備が必要であり、そのためには、当社が岩田屋を完全子会社化することが最善の策であると判断し、株式交換を致しました。

2. 実施した会計処理の概要

少数株主との取引

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価

当社の株式 5,847百万円

取得に直接要した支出

アドバイザー費用等 68百万円

取得原価 5,916百万円

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数及びその評価額

① 株式の種類及び交換比率

株式会社岩田屋の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.3株を割当て交付いたしました。

② 交換比率の算定方法

当社は三菱UFJ証券株式会社を、株式会社岩田屋は大和証券株式会社をそれぞれ第三者機関として選定して株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果をもとに当事者間で協議の上、決定しました。

③ 交付株式数及びその評価額

交付株式数 6,690,992株

評価額 5,916百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

① のれんの金額

1,755百万円

② 発生原因

子会社株式の追加取得分の取得原価と当該追加取得に伴う少数株主持分の減少額との差額によるものであります。

③ 償却の方法及び償却期間

5年間で均等償却

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（共通支配下の取引等）

1. 友の会事業に係る吸収分割について

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：株式会社三越友の会（以下「三越友の会」）

株式会社イセタンクローバーサークル（以下「イセタンクローバーサークル」）

事業の内容：友の会業

② 企業結合日

平成22年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社エムアイカード（以下「エムアイカード」）を承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループに分散していた友の会業を一元化し、優良な顧客基盤をもつ戦略子会社であるエムアイカードが効率的且つ効果的な運営を行うことで、金融サービス事業をグループ第二の収益の柱へと育成させることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

2. 三越友の会とイセタンクローバーサークルの合併について

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：三越友の会、イセタンクローバーサークル

事業の内容：友の会業

② 企業結合日

平成22年4月1日

③ 企業結合の法的形式

三越友の会を吸収合併承継会社、イセタンクローバーサークルを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社エムアイ友の会（以下「エムアイ友の会」）

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループに分散していた友の会事業を一元化し、優良な顧客基盤をもつ戦略子会社であるエムアイカードが効率的且つ効果的な運営を行うことで、金融サービス事業をグループ第二の収益の柱へと育成させることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

3. エムアイカードと株式会社三越保険サービスの合併について

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：株式会社三越保険サービス（以下「三越保険サービス」）

事業の内容：クレジット・金融業

② 企業結合日

平成22年4月1日

③ 企業結合の法的形式

エムアイカードを吸収合併承継会社、三越保険サービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社エムアイカード

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループに分散していた保険事業を一元化し、優良な顧客基盤をもつ戦略子会社であるエムアイカードが効率的且つ効果的な運営を行うことで、金融サービス事業をグループ第二の収益の柱へと育成させることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

4. ビルメンテナンス事業に係る吸収分割について

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：株式会社伊勢丹ビルマネジメントサービス

事業の内容：不動産管理業

② 企業結合日

平成22年4月1日

③ 企業結合の法的形式

伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

株式会社三越伊勢丹ビルマネジメント

⑤ その他取引の概要に関する事項

お客様に対して「安全・安心・快適」な空間をグループ全体の店舗を通して提供していく子会社として、より効率的且つ効果的な運営を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

5. 百貨店事業に係る組織再編（吸収分割）について

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：株式会社三越

事業の内容：百貨店業

② 企業結合日

平成22年4月1日

③ 企業結合の法的形式

三越を分割会社とし、各地域事業会社を承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

株式会社札幌三越、株式会社仙台三越、株式会社名古屋三越、株式会社広島三越、株式会社高松三越、株式会社松山三越、株式会社福岡三越（以下「福岡三越」）および株式会社三越新潟伊勢丹

⑤ その他取引の概要に関する事項

各地域事業会社对各店舗の運営権限を移譲することで、お客さまの要望を迅速な意思決定によって実現することが可能となり、これまで以上に地域に密着した営業体制を構築し、各地域に最適な営業施策の迅速かつ細やかな展開を推進してまいります。そして、これらにより生み出した利益をお客さまや地域に還元し、より魅力的な店づくりのために活用することにより、“地域のお客さまに愛される、地域のお客さまにとっての「マイデパートメントストア」”となることを目指します。

また、併存する店舗の一体運営化のモデルエリアと位置づけた新潟エリアにおいては、三越、伊勢丹それぞれのブランドを生かした、競合に負けない魅力的な商業施設づくりを行ってまいります。

そして、後方部門の統合による物流費・賃借料の削減、共同取組による経費の有効活用など、単独の店舗ではなし得なかった店舗運営コストの大幅削減を実現いたします。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

6. 岩田屋友の会株式会社に係る吸収分割について

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：岩田屋友の会株式会社（以下「岩田屋友の会」）

事業の内容：友の会業

② 企業結合日

平成22年10月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社岩田屋（以下「岩田屋」）を分割会社とし、エムアイカードを承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

カード事業、友の会事業の共通利用体制を整備することにより、今まで以上に地域のお客様の利便性を向上させることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

7. エムアイ友の会と岩田屋友の会の合併について

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：岩田屋友の会

事業の内容：友の会業

② 企業結合日

平成22年10月1日

③ 企業結合の法的形式

エムアイ友の会を吸収合併承継会社、岩田屋友の会を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

エムアイ友の会

⑤ その他取引の概要に関する事項

カード事業、友の会事業の共通利用体制を整備することにより、今まで以上に地域のお客様の利便性の向上させることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

8. 岩田屋と福岡三越の合併について

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：福岡三越

事業の内容：百貨店業

② 企業結合日

平成22年10月1日

③ 企業結合の法的形式

岩田屋を吸収合併承継会社、福岡三越を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社岩田屋三越

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループにおいて重点エリアである福岡は、近年大型商業施設が開業される予定もあり、新たな競争ステージを迎えます。そのため、経営のスピードと精度の向上、地域への密着強化などをより深化させることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年3月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは、主に百貨店業における店舗の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しています。

(2) 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用を計上しております。

なお、当連結会計年度末の敷金残高のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額は、3,723百万円であります。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度から「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。平成22年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,987百万円であります。なお、賃貸商業施設の一部については、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としており、当該不動産に関する賃貸損益は1,770百万円、減損損失は12,433百万円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位: 百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	前連結会計年度末 残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	
賃貸等不動産	68,135	443	68,578	103,061
賃貸等不動産として使用される 部分を含む不動産	85,703	△12,795	72,908	72,908

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 賃貸等不動産の増減額のうち、主な増加額は賃貸住宅の不動産取得1,530百万円であります。
- 3 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の増減額のうち、主な減少額は減損損失12,433百万円であります。
- 4 時価の算定方法
主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。平成23年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,762百万円であります。なお、賃貸商業施設の一部については、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としており、当該不動産に関する賃貸損益は1,895百万円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	前連結会計年度末 残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	
賃貸等不動産	68,578	△1,278	67,300	78,919
賃貸等不動産として使用される 部分を含む不動産	72,908	△615	72,292	67,126

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 賃貸等不動産の増減額のうち、主な減少額は不動産売却496百万円であります。

3 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	百貨店業 (百万円)	クレジット・金融業 (百万円)	小売・専門店業 (百万円)	友の会事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	1,200,454	9,004	49,583	259	32,315	1,291,617	—	1,291,617
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	826	5,201	9,414	4,415	90,166	110,024	(110,024)	—
計	1,201,280	14,206	58,997	4,675	122,482	1,401,642	(110,024)	1,291,617
営業費用	1,194,090	15,434	59,229	7,075	121,308	1,397,138	(109,698)	1,287,439
営業利益又は営業損失(△)	7,190	△1,228	△232	△2,400	1,173	4,503	(326)	4,177
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出								
資産	1,147,533	71,447	11,670	89,343	93,963	1,413,958	(175,952)	1,238,006
減価償却費	18,437	1,847	586	42	4,529	25,443	(126)	25,316
減損損失	26,880	—	258	—	2	27,141	—	27,141
資本的支出	23,245	1,817	201	11	4,348	29,623	(1,366)	28,256

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分の主要な内容

- (1) 百貨店業……………衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) クレジット・金融業……………クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理
- (3) 小売・専門店業……………婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (4) 友の会事業……………友の会運営
- (5) その他事業……………不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等

3 百貨店業における有形固定資産の減価償却方法に関して、当連結会計年度より、建物附属設備は定額法に、構築物は定率法に統一することとしました。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、営業利益は2,279百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの売上高の合計額及び全セグメントの資産の合計額に占める「本邦」の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは百貨店業を中心に事業別のセグメントから構成されており、サービス内容・経済的特徴を考慮した上で集約し、「百貨店業」、「クレジット・金融・友の会業」、「小売・専門店業」、「不動産業」を報告セグメントとしております。

「百貨店業」は、衣料品・身廻品・雑貨・家庭用品・食料品等の販売を行っております。「クレジット・金融・友の会業」は、クレジットカード・貸金・損害保険代理・生命保険募集代理・友の会運営等を行っております。

「小売・専門店業」は、婦人服・食料品・衣料雑貨・家庭用品等の販売を行っております。「不動産業」は、不動産賃貸・建物内装・ビルメンテナンス等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額 (注) 3
	百貨店業	金融・ク レジット ・友の 会業	小売・専 門店業	不動産業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	1,200,454	9,263	49,583	15,143	1,274,444	17,172	1,291,617	—	1,291,617
セグメント間の内部 売上高又は振替高	826	9,617	9,414	12,154	32,012	78,012	110,024	△110,024	—
計	1,201,280	18,881	58,997	27,297	1,306,456	95,185	1,401,642	△110,024	1,291,617
セグメント利益又は損失（△）	7,190	△3,628	△232	681	4,012	491	4,503	△326	4,177
セグメント資産	1,147,533	160,791	11,670	54,730	1,374,725	39,233	1,413,958	△175,952	1,238,006
その他の項目									
減価償却費	18,437	1,889	586	368	21,282	4,161	25,443	△126	25,316
持分法適用会社への投資額	38,750	—	—	14,225	52,975	2,952	55,928	—	55,928
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	23,245	1,828	201	1,177	26,453	3,170	29,623	△1,366	28,256

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額△326百万円は、セグメント間振替であります。

(2) セグメント資産の調整額△175,952百万円は、セグメント間振替であります。

- (3) 減価償却費の調整額△126百万円は、セグメント間振替であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△1,366百万円は、セグメント間未実現利益であります。
- 3 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。
- 4 減価償却費は、長期前払費用の償却額を含んでおります。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額 (注) 3
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	小売・専門店業	不動産業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	1,138,044	9,869	42,909	12,651	1,203,475	17,296	1,220,772	—	1,220,772
セグメント間の内部売上高又は振替高	355	13,120	9,280	16,571	39,327	67,701	107,029	△107,029	—
計	1,138,400	22,990	52,190	29,222	1,242,803	84,998	1,327,801	△107,029	1,220,772
セグメント利益又は損失(△)	13,991	△5,212	61	1,578	10,418	2,156	12,575	△1,582	10,993
セグメント資産	1,120,271	180,681	10,428	63,680	1,375,062	40,475	1,415,537	△177,761	1,237,775
その他の項目									
減価償却費	18,075	2,396	482	535	21,489	2,923	24,413	△223	24,189
持分法適用会社への投資額	39,570	—	—	14,936	54,506	3,100	57,606	—	57,606
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	27,443	2,719	369	447	30,980	2,749	33,729	△791	32,937

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額△1,582百万円は、セグメント間振替であります。

(2) セグメント資産の調整額△177,761百万円は、セグメント間振替であります。

(3) 減価償却費の調整額△223百万円は、セグメント間振替であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△791百万円は、セグメント間未実現利益であります。

3 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

4 減価償却費は、長期前払費用の償却額を含んでおります。

(追加情報)

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	小売・専門 店業	不動産業	計			
減損損失	10,360	—	88	—	10,449	—	—	10,449

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	小売・専門 店業	不動産業	計			
(のれん)								
当期償却額	442	—	—	—	442	—	—	442
当期末残高	1,320	—	—	—	1,320	—	—	1,320
(負ののれん)								
当期償却額	13,234	—	—	—	13,234	—	—	13,234
当期末残高	26,468	—	—	—	26,468	—	—	26,468

(注) 負ののれんは平成22年4月1日前行なわれた当社の企業統合(株式会社三越と株式会社伊勢丹の経営統合)により発生したものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

（１）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

（２）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	畔柳 信雄	—	—	当社取締役 ㈱三菱東京UFJ銀行代表取締役	(被所有) 直接1.36%	資金の借入	資金の借入	4,295	短期借入金	17,905
							長期借入金		長期借入金	17,500
							利息の支払	427	未払費用	86
	北山 禎介	—	—	当社監査役 ㈱三井住友銀行代表取締役	(被所有) 直接0.60%	資金の借入	借入金の返済	22,928	短期借入金	25,705
							長期借入金		長期借入金	15,000
							利息の支払	706	未払費用	52

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の借入については、他の金融機関との取引同様、一般的な借入条件で行っております。
なお、資金の借入の取引金額は、当連結会計年度における借入額又は返済額であります。
- 上記取引は、畔柳信雄氏及び北山禎介氏が、第三者（株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行）の代表者として行った取引であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

該当事項はありません。

（２）重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股份有限公司であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

	新光三越百貨股份有限公司
流動資産合計	36,949
固定資産合計	81,082
流動負債合計	45,064
固定負債合計	675
純資産合計	72,291
売上高	186,800
税引前当期純利益	12,148
当期純利益	8,990

(注) 新光三越百貨股份有限公司の要約財務諸表は平成21年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

（１）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	畔柳 信雄	—	—	当社取締役 (株)三菱東京UFJ銀行代表 取締役	(被所有) 直接1.36%	資金の借入	借入金の返済	905	短期借入金	14,000
							利息の支払	292	長期借入金	20,500
	北山 禎介	—	—	当社監査役 (株)三井住友銀行代表取 締役	(被所有) 直接0.60%	資金の借入	借入金の返済	9,205	未払費用	86
							利息の支払	350	短期借入金	16,500
									長期借入金	15,000
									未払費用	48

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の借入については、他の金融機関との取引同様、一般的な借入条件で行っております。
なお、資金の借入の取引金額は、当連結会計年度における借入額又は返済額であります。
- 上記取引は、畔柳信雄氏及び北山禎介氏が、第三者（株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行）の代表者として行った取引であります。

（２）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

該当事項はありません。

（２）重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股份有限公司であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

新光三越百貨股份有限公司

流動資産合計	38,591
固定資産合計	90,332
流動負債合計	47,176
固定負債合計	3,881
純資産合計	77,865
売上高	204,245
税引前当期純利益	14,253
当期純利益	11,489

(注) 新光三越百貨股份有限公司の要約財務諸表は平成22年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 1,049.09円	1株当たり純資産額 1,030.60円
1株当たり当期純損失金額 162.51円	1株当たり当期純利益金額 6.69円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 6.69円

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△63,521	2,640
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△63,521	2,640
普通株式の期中平均株式数(千株)	390,882	394,503
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(千株)	—	58
(うち新株予約権)(千株)	(一)	(58)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権12種類の目的となる株式の数 (新株予約権 2,686,200株)	新株予約権7種類の目的となる株式の数 (新株予約権 2,015,500株)

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

I. グループ内の組織再編について

当社は、平成21年12月22日開催の取締役会の決議に基づき、友の会及び保険事業並びにビルメンテナンス事業に係るグループ内の組織再編の一環として、友の会及び保険事業については、①株式会社三越友の会（以下「三越友の会」）及び株式会社イセタンクローバーサークル（以下「イセタンクローバーサークル」）に係る経営管理及び営業支援業務を当社から100%子会社である株式会社エムアイカード（以下「エムアイカード」）に承継させる吸収分割、②三越友の会とイセタンクローバーサークルの合併、並びに③エムアイカードと当社の100%子会社である株式会社三越保険サービス（以下「三越保険サービス」）の合併を平成22年4月1日に実施しました。

また、ビルメンテナンス事業については、当社の100%子会社である株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」）から株式会社伊勢丹ビルマネジメントサービス（以下「伊勢丹ビルマネジメントサービス」）に係る経営管理及び営業支援業務を当社に承継する吸収分割を平成22年4月1日に実施しました。

1. 組織再編の目的について

株式会社三越（以下「三越」）及び伊勢丹の友の会子会社をエムアイカードの傘下とした上で統合すると同時に、三越保険サービスについてもエムアイカードに統合することといたしました。当社グループに分散していたカード・保険、友の会事業を一元化し、優良な顧客基盤をもつ戦略子会社であるエムアイカードが効率的且つ効果的な運営を行うことで、金融サービス事業をグループ第二の収益の柱へと育成してまいります。

また、ビルメンテナンス事業につきましても、伊勢丹ビルマネジメントサービスを当社の直接子会社とした上で、お客様に対して「安全・安心・快適」な空間をグループ全体の店舗を通して提供していく子会社として、より効率的且つ効果的な運営を図ってまいります。

2. 友の会事業に係る吸収分割について

(1) 吸収分割の要旨

①吸収分割の効力発生日

平成22年4月1日

②分割方式

当社を分割会社とし、エムアイカードを承継会社とする吸収分割です。

③吸収分割に係る割当ての内容

分割会社である当社に対する割当ては行われません。

④分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権を発行しておりますが、吸収分割に伴う取扱いの変更はありません。

⑤吸収分割により減少する資本金等

該当事項はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務

エムアイカードは、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において当社が友の会子会社に係る経営管理及び営業支援業務に関して有する三越友の会及びイセタンクローバーサークルの株式並びに当該株式に関する権利義務を承継します。

⑦債務履行の見込み

吸収分割の効力発生日後における当社及びエムアイカードの債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

⑧承継する部門の事業内容

三越友の会及びイセタンクローバーサークルに係る経営管理及び営業支援業務

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

3. 合併について

(1) 合併の要旨

①友の会子会社の吸収合併（三越友の会とイセタンクローバーサークル）

a. 吸収合併の効力発生日

平成22年4月1日

b. 合併方式

三越友の会を存続会社とする吸収合併方式で、イセタンクローバーサークルは解散いたします。なお、友の会子会社の吸収合併（三越友の会とイセタンクローバーサークル）の効力発生は、当社及びエムアイカードとの間の吸収分割の効力が生ずることを条件とします。

c. 吸収合併に係る割当ての内容

エムアイカードの完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加はありません。

d. 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

イセタンクローバーサークルは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

②保険子会社の吸収合併（エムアイカードと三越保険サービス）

a. 吸収合併の効力発生日

平成22年4月1日

b. 合併方式

エムアイカードを存続会社とする吸収合併方式で、三越保険サービスは解散いたします。

c. 吸収合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加はありません。

d. 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三越保険サービスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

4. ビルメンテナンス事業に係る吸収分割について

(1) 会社分割の要旨

①吸収分割の効力発生日

平成22年4月1日

②分割方式

伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

③吸収分割に係る割当ての内容

分割会社である伊勢丹に対する割当ては行われません。

④分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

⑤吸収分割により増加する資本金等

該当事項はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において伊勢丹が伊勢丹ビルマネジメントサービスに係る経営管理及び営業支援業務に関して有する伊勢丹ビルマネジメントサービスの株式並びに当該株式に関する権利義務を承継します。

⑦債務履行の見込み

吸収分割の効力発生日後における当社及び伊勢丹の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

⑧承継する部門の事業内容

伊勢丹ビルマネジメントサービスに係る経営管理及び営業支援業務

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

Ⅱ. 百貨店事業に係る組織再編（吸収分割）について

当社の連結子会社である株式会社三越（以下「三越」）は、平成22年2月23日開催の取締役会の決議に基づき、グループ百貨店事業の組織再編の一環として、三越の札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店運営事業に係る権利義務を、新たに設立した地域事業会社、及び新潟については株式会社新潟伊勢丹（以下「新潟伊勢丹」）に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」）を平成22年4月1日に実施しました。

1. 本吸収分割の目的

当社は、平成23年春までにグループの最適化を完了し、お客さまのご要望によりお応えできる体制を構築してまいります。その一環である、百貨店事業に係る組織再構築の具体策として、平成22年4月1日付で、三越の札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各店における百貨店運営事業を、平成21年10月1日に設立した当社の100%子会社である株式会社札幌三越、株式会社仙台三越、株式会社名古屋三越、株式会社広島三越、株式会社高松三越、株式会社松山三越、株式会社福岡三越、及び株式会社新潟伊勢丹（以下8社あわせて「各地域事業会社」）に承継させることといたしました。

本吸収分割によって、各地域事業会社に各店舗の運営権限を移譲することで、お客さまの要望を迅速な意思決定によって実現することが可能となり、これまで以上に地域に密着した営業体制を構築し、各地域に最適な営業施策の迅速かつ細やかな展開を推進してまいります。そして、これらにより生み出した利益をお客さまや地域に還元し、より魅力的な店づくりのために活用することにより、“地域のお客さまに愛される、地域のお客さまにとっての「マイデパートメントストア」”となることを目指します。

また、併存する店舗の一体運営化のモデルエリアと位置づけた新潟エリアにおいては、三越新潟店の百貨店運営事業を新潟伊勢丹が承継することとし、これに伴って新潟伊勢丹は、平成22年4月1日より「株式会社新潟三越伊勢丹」に商号を変更いたしました。三越・伊勢丹両店舗の一体運営化により、三越、伊勢丹それぞれのブランドを生かした、競合に負けない魅力的な商業施設づくりを行ってまいります。

また、後方部門の統合による物流費・賃借料の削減、共同取組による経費の有効活用など、単独の店舗ではなし得なかった店舗運営コストの大幅削減を実現いたします。

2. 吸収分割について

(1) 吸収分割の要旨

①吸収分割の効力発生日

平成22年4月1日

②分割方式

三越を分割会社とし、各地域事業会社を承継会社とする吸収分割です。

③吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割において、分割会社である三越に対する割当ては行われません。

④分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三越は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

⑤承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務

各地域事業会社は、効力発生日において三越が有する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務のうち、吸収分割契約書で定めるものを承継します。

⑦債務履行の見込み

本吸収分割の効力発生日後における三越及び各地域事業会社の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

⑧承継する部門の事業内容

札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店運営事業

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

I. 百貨店事業の再編について

1. 株式会社三越と株式会社伊勢丹の吸収合併について

(1) 組織再編の目的

平成23年4月に株式会社三越（以下「三越」）と株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」）が合併してスタートした「株式会社三越伊勢丹」は、首都圏における百貨店事業の方針策定から、実際の店舗運営までを行うとともに、当グループの国内百貨店に対してのセントラルによる支援機能（C P C C機能）を果たし、グループ全体の百貨店事業における利益の最大化を図ります。併せて、統合によるスタッフ部門の効率化や全体最適な要員配置、営業業務の一本化によるMD政策の強化等、より効果的な百貨店事業運営体制の構築を進めてまいります。

(2) 合併の要旨

①吸収合併の効力発生日

平成23年4月1日

②合併方式

三越を存続会社とする吸収合併方式で、伊勢丹は解散いたします。

③吸収合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加はありません。

④消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

2. 株式会社札幌丸井今井と株式会社札幌三越の吸収合併について

(1) 組織再編の目的

株式会社札幌丸井今井（以下「札幌丸井今井」）と株式会社札幌三越（以下「札幌三越」）は、平成23年4月1日付で合併し、本合併の効力発生日をもって、商号を「株式会社札幌丸井三越」（以下「札幌丸井三越」）に変更して、「丸井今井札幌本店」「札幌三越」の事業運営を行うこととしました。札幌丸井今井は、平成21年5月に当社が100%出資して、株式会社丸井今井より事業を引き継ぐ新会社として設立され、同年8月より営業を開始しました。また札幌三越はグループ内の百貨店事業再編に伴い、平成22年4月より地域事業会社として事業を開始しました。

札幌丸井三越は札幌エリアにおいて、二つののれんを長年ご愛顧くださる地元のお客さまの期待にお応えし、地域の暮らしに密着した地元の百貨店として、それぞれが特色ある店舗として相乗効果を発揮し、お客様のご要望とご期待にそえるよう努めるとともに、企業としての収益向上を図ってまいります。

(2) 合併の要旨

①吸収合併の効力発生日

平成23年4月1日

②合併方式

札幌丸井今井を存続会社とする吸収合併方式で、札幌三越は解散いたします。

③吸収合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加はありません。

④消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

札幌三越は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

3. 株式会社岩田屋三越の固定資産、及び商品券に関する資産負債の株式会社三越伊勢丹への分割について

(1) 組織再編の目的

平成23年4月1日付で、株式会社岩田屋三越（以下「岩田屋三越」）が有する店舗内固定資産と商品券残高を株式会社三越伊勢丹（以下「三越伊勢丹」）に吸収分割することといたしました。

国内グループ百貨店の店舗内造作物等の固定資産については、三越伊勢丹に集約することで、セントラル管理によるグループ全体を俯瞰した計画的な投資配分を可能としてまいります。また、国内グループ百貨店の商品券発行を三越伊勢丹に集約することで、発行残高管理等の一本化を行い、効率向上を図ってまいります。

(2) 吸収分割の要旨

①吸収分割の効力発生日

平成23年4月1日

②分割方式

岩田屋三越を分割会社とし、三越伊勢丹を承継会社とする吸収分割です。

③吸収分割に係る割当ての内容

分割会社である岩田屋三越に対する割当ては行われません。

④分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

岩田屋三越は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

⑤承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務

三越伊勢丹は、効力発生日において岩田屋三越が有する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務のうち、吸収分割契約書で定めるものを承継します。

⑦債務履行の見込み

本吸収分割の効力発生日後における三越伊勢丹及び岩田屋三越の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

⑧承継する部門の事業内容

岩田屋三越に係る、造作物等の管理業務及び商品券の発行業務

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

II. 周辺事業への取組みについて

1. 株式会社二幸と株式会社クイーンズ伊勢丹の合併について

(1) 組織再編の目的

平成23年4月1日付で、食品製造・卸売を行う株式会社二幸（以下「二幸」）と、首都圏を中心に19店舗を展開する株式会社クイーンズ伊勢丹（以下「クイーンズ伊勢丹」）とを合併し、本合併の効力発生日をもって、同時に商号を「株式会社三越伊勢丹フードサービス」に変更することにいたしました。

当グループの食品子会社として、両社のバイングパワーを集中するとともに、自社製造・加工を中心とした独自性の高いPB商品を強みに、首都圏において三越・伊勢丹をご愛顧くださるお客さまのデイリーニーズに応える、スーパーマーケットを中心とした小売事業の強化、およびグループ各社への卸事業の拡大を図ってまいります。また併せて、スタッフ部門の効率化、PB商品の開発強化や物流の効率化などを進め、収益力の向上を図ってまいります。

(2) 合併の要旨

①吸収分割の効力発生日

平成23年4月1日

②合併方式

二幸を存続会社とする吸収合併方式で、クイーンズ伊勢丹は解散いたします。

③吸収合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加はありません。

④消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

クイーンズ伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

2. 三越通信販売事業部の別会社化について

(1) 組織再編の目的

お客さまのライフスタイル全般に関り、お役に立つことを通じてお客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアを目指す当グループにおいて、店舗以外の新たなチャネル開発・強化施策の一環として、平成23年4月1日をもって、三越の通信販売事業部を、グループの総合的な無店舗販売事業会社として別会社化いたしました。通信販売事業の専門会社として、百貨店事業の枠を越えた独自の展開を進めるとともに、ビジネスの特性を踏まえた事業の構築を行ってまいります。

(2) 新設分割の要旨

①新設分割の効力発生日

平成23年4月1日

②分割方式

三越を分割会社とし、「株式会社三越伊勢丹通信販売」（以下「三越伊勢丹通信販売」）を新設会社とする新設分割です。

③新設分割に係る割当ての内容

本新設分割において、分割会社である三越に対する割当ては行われません。

④分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三越は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

⑤承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務

三越伊勢丹通信販売は、効力発生日において三越が有する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務のうち、新設分割契約書で定めるものを承継します。

⑦債務履行の見込み

本新設分割の効力発生日後における三越伊勢丹及び三越伊勢丹通信販売の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

⑧承継する部門の事業内容

三越における通信販売事業

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第1回無担保普通社債	平成22年 9月2日	—	12,000	0.68	無担保社債	平成25年 9月2日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第2回無担保普通社債	平成22年 9月2日	—	12,000	0.97	無担保社債	平成27年 9月2日
合計	—	—	—	24,000	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	12,000	—	12,000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	55,183	44,325	0.76	—
1年以内に返済予定の長期借入金	30,500	5,100	1.95	—
1年以内に返済予定のリース債務	752	1,175	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	71,600	90,500	1.12	平成24年7月31日～平成29年3月8日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,236	2,694	—	平成24年4月～平成28年5月
その他の有利子負債 コマーシャル・ペーパー (1年以内返済予定)	40,000	50,000	0.12	—
合計	200,273	193,795	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,500	20,000	54,000	—
リース債務	1,140	952	550	50

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度における資産除去債務の金額が、当該連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	289,239	290,681	356,012	284,839
税金等調整前四半期 純利益金額又は 税金等調整前四半期 純損失金額(△) (百万円)	717	2,234	16,106	△12,484
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△) (百万円)	△795	1,208	12,224	△9,996
1株当たり四半期 純利益金額又は 1株当たり四半期 純損失金額(△) (円)	△2.02	3.06	30.99	△25.34

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年 3 月31 日)	当事業年度 (平成23年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	168	27,890
繰延税金資産	193	167
関係会社短期貸付金	3,200	171,050
未収還付法人税等	812	694
その他	※1 84	※1 529
流動資産合計	4,460	200,332
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	1	1
減価償却累計額	△0	△0
工具、器具及び備品（純額）	1	1
有形固定資産合計	1	1
投資その他の資産		
関係会社株式	453,847	452,916
関係会社長期貸付金	—	114,500
繰延税金資産	0	—
その他	—	0
投資その他の資産合計	453,847	567,417
固定資産合計	453,849	567,419
繰延資産		
社債発行費	—	95
繰延資産合計	—	95
資産合計	458,309	767,846
負債の部		
流動負債		
短期借入金	—	45,800
関係会社短期借入金	—	99,511
未払金	48	72
未払費用	200	1,268
コマーシャル・ペーパー	—	50,000
賞与引当金	295	288
未払法人税等	212	91
その他	※1 163	※1 16
流動負債合計	919	197,050
固定負債		
社債	—	24,000
長期借入金	—	90,500
関係会社事業損失引当金	—	192
固定負債合計	—	114,692
負債合計	919	311,742

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年 3 月31 日)	当事業年度 (平成23年 3 月31 日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,024	50,047
資本剰余金		
資本準備金	18,372	18,395
その他資本剰余金	379,570	379,422
資本剰余金合計	397,942	397,817
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,539	7,323
利益剰余金合計	8,539	7,323
自己株式	△58	△167
株主資本合計	456,448	455,020
新株予約権	941	1,083
純資産合計	457,389	456,103
負債純資産合計	458,309	767,846

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
受取配当金	※1 5,601	※1 3,601
経営指導料	※1 5,082	※1 3,620
役務収益	※1 1,387	※1 1,113
営業収益合計	12,072	8,334
販売費及び一般管理費		
役員報酬	424	371
給料手当及び賞与	2,742	2,263
法定福利費	352	311
租税公課	233	253
地代家賃	185	186
支払手数料	358	242
業務委託費	624	637
その他	572	465
販売費及び一般管理費合計	※1 5,494	※1 4,733
営業利益	6,577	3,601
営業外収益		
受取利息	※1 7	※1 1,613
その他	9	7
営業外収益合計	16	1,621
営業外費用		
支払利息	※1 9	※1 1,299
社債利息	—	114
その他	0	83
営業外費用合計	10	1,498
経常利益	6,584	3,724
特別利益		
新株予約権戻入益	68	118
特別利益合計	68	118
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	—	192
関係会社株式評価損	—	781
災害による損失	—	69
特別損失合計	—	1,044
税引前当期純利益	6,652	2,798
法人税、住民税及び事業税	455	43
法人税等調整額	△13	26
法人税等合計	442	69
当期純利益	6,209	2,728

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	50,006	50,024
当期変動額		
新株の発行	18	23
当期変動額合計	18	23
当期末残高	50,024	50,047
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	12,506	18,372
当期変動額		
新株の発行	18	23
株式交換による増加	5,847	—
当期変動額合計	5,866	23
当期末残高	18,372	18,395
その他資本剰余金		
前期末残高	379,570	379,570
当期変動額		
分割型の会社分割による減少	—	△147
自己株式の処分	△0	△0
当期変動額合計	△0	△147
当期末残高	379,570	379,422
資本剰余金合計		
前期末残高	392,076	397,942
当期変動額		
新株の発行	18	23
株式交換による増加	5,847	—
分割型の会社分割による減少	—	△147
自己株式の処分	△0	△0
当期変動額合計	5,865	△124
当期末残高	397,942	397,817
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	7,759	8,539
当期変動額		
剰余金の配当	△5,429	△3,945
当期純利益	6,209	2,728
当期変動額合計	780	△1,216
当期末残高	8,539	7,323

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	7,759	8,539
当期変動額		
剰余金の配当	△5,429	△3,945
当期純利益	6,209	2,728
当期変動額合計	780	△1,216
当期末残高	8,539	7,323
自己株式		
前期末残高	△40	△58
当期変動額		
自己株式の取得	△20	△114
自己株式の処分	3	5
当期変動額合計	△17	△109
当期末残高	△58	△167
株主資本合計		
前期末残高	449,801	456,448
当期変動額		
新株の発行	36	46
剰余金の配当	△5,429	△3,945
株式交換による増加	5,847	—
分割型の会社分割による減少	—	△147
当期純利益	6,209	2,728
自己株式の取得	△20	△114
自己株式の処分	3	5
当期変動額合計	6,646	△1,427
当期末残高	456,448	455,020
新株予約権		
前期末残高	733	941
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	208	141
当期変動額合計	208	141
当期末残高	941	1,083

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	450,534	457,389
当期変動額		
新株の発行	36	46
剰余金の配当	△5,429	△3,945
株式交換による増加	5,847	—
分割型の会社分割による減少	—	△147
当期純利益	6,209	2,728
自己株式の取得	△20	△114
自己株式の処分	3	5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	208	141
当期変動額合計	6,855	△1,286
当期末残高	457,389	456,103

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法	子会社株式及び関連会社株式 同左
2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 器具及び備品 定率法	有形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法		社債発行費 償還までの期間にわたり定額法により 償却しております。
4 引当金の計上基準	賞与引当金 執行役員、従業員に対して支給する賞 与の支出に充てるため、支給見込み額 に基づき当事業年度に見合う額を計上 しております。 (追加情報) 当社連結子会社(株)三越が、当連結会計 年度に従業員の給与規程を改定し、基 本賞与の支給対象期間を変更したこと に伴い、従来と比較して、賞与引当金 が63百万円、未払費用(賞与に対応す る社会保険料相当額)が8百万円増加 しております。この結果、販売費及び 一般管理費が71百万円増加し、営業利 益、経常利益及び税引前当期純利益が それぞれ同額減少しております。	賞与引当金 同左
5 ヘッジ会計の方法		関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失に備えるた め、当該関係会社の財政状態等を勘案 し、必要と認められる額を計上して おります。 (1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理 の要件を満たしている場合は、特例 処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利変動リスクを回 避するためのスワ ップ取引 ヘッジ対象 借入金の支払金利

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(3) ヘッジ方針 当社グループのリスク管理方針に基づき、金利変動リスクをヘッジすることとしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段及びヘッジ対象について、事業年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。 消費税等の会計処理方法 同左

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																		
※1 関係会社に対する資産・負債 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次の通りであります。 <table> <tr> <td>その他流動資産</td><td>81百万円</td></tr> <tr> <td>その他流動負債</td><td>43百万円</td></tr> </table> 2 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。 <table> <tr> <td>(株)伊勢丹</td><td>6,500百万円</td></tr> <tr> <td>(株)岩田屋</td><td>2,780百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>9,280百万円</td></tr> </table>	その他流動資産	81百万円	その他流動負債	43百万円	(株)伊勢丹	6,500百万円	(株)岩田屋	2,780百万円	合計	9,280百万円	※1 関係会社に対する資産・負債 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次の通りであります。 <table> <tr> <td>その他流動資産</td><td>416百万円</td></tr> <tr> <td>その他流動負債</td><td>850百万円</td></tr> </table> 2 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。 <table> <tr> <td>(株)岩田屋三越</td><td>1,388百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,388百万円</td></tr> </table>	その他流動資産	416百万円	その他流動負債	850百万円	(株)岩田屋三越	1,388百万円	合計	1,388百万円
その他流動資産	81百万円																		
その他流動負債	43百万円																		
(株)伊勢丹	6,500百万円																		
(株)岩田屋	2,780百万円																		
合計	9,280百万円																		
その他流動資産	416百万円																		
その他流動負債	850百万円																		
(株)岩田屋三越	1,388百万円																		
合計	1,388百万円																		

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																						
※1 関係会社との取引 主なものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>受取配当金</td><td>5,601百万円</td></tr> <tr> <td>経営指導料</td><td>5,082百万円</td></tr> <tr> <td>役務収益</td><td>1,387百万円</td></tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td><td>272百万円</td></tr> <tr> <td>営業取引以外の取引高</td><td>17百万円</td></tr> </table>	受取配当金	5,601百万円	経営指導料	5,082百万円	役務収益	1,387百万円	販売費及び一般管理費	272百万円	営業取引以外の取引高	17百万円	※1 関係会社との取引 主なものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>受取配当金</td><td>3,601百万円</td></tr> <tr> <td>経営指導料</td><td>3,620百万円</td></tr> <tr> <td>役務収益</td><td>1,113百万円</td></tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td><td>258百万円</td></tr> <tr> <td>受取利息</td><td>1,613百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息</td><td>278百万円</td></tr> </table>	受取配当金	3,601百万円	経営指導料	3,620百万円	役務収益	1,113百万円	販売費及び一般管理費	258百万円	受取利息	1,613百万円	支払利息	278百万円
受取配当金	5,601百万円																						
経営指導料	5,082百万円																						
役務収益	1,387百万円																						
販売費及び一般管理費	272百万円																						
営業取引以外の取引高	17百万円																						
受取配当金	3,601百万円																						
経営指導料	3,620百万円																						
役務収益	1,113百万円																						
販売費及び一般管理費	258百万円																						
受取利息	1,613百万円																						
支払利息	278百万円																						

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	40, 408	23, 187	3, 547	60, 048

(注) 1 増加は、単元株式及び単元未満株式の買取による増加23,187株によるものです。

2 減少は、単元未満株式の買増請求による減少3,547株によるものです。

当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	60, 048	115, 950	5, 408	170, 590

(注) 1 増加は、単元未満株式の買取による増加115,950株によるものです。

2 減少は、単元未満株式の買増請求による減少5,408株によるものです。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)												
1 ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。 2 オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>12百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>12百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>24百万円</td></tr> </table>	1年以内	12百万円	1年超	12百万円	合計	24百万円	1 ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左 2 オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>11百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>12百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>23百万円</td></tr> </table>	1年以内	11百万円	1年超	12百万円	合計	23百万円
1年以内	12百万円												
1年超	12百万円												
合計	24百万円												
1年以内	11百万円												
1年超	12百万円												
合計	23百万円												

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	445,847
(2) 関連会社株式	8,000
計	453,847

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものがあります。

当事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	444,916
(2) 関連会社株式	8,000
計	452,916

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものがあります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
1	繰越税金資産及び繰越税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	1	繰越税金資産及び繰越税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)
	賞与引当金 133百万円		賞与引当金 130百万円
	未払事業税 57百万円		未払事業税 33百万円
	ストックオプション費用 34百万円		ストックオプション費用 71百万円
	その他 3百万円		関係会社株式評価損 318百万円
	繰延税金資産小計 229百万円		関係会社事業損失引当金 78百万円
	評価性引当額 △34百万円		その他 3百万円
	繰延税金資産合計 194百万円		繰延税金資産小計 635百万円
			評価性引当額 △468百万円
			繰延税金資産合計 167百万円
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率 40.7%		法定実効税率 40.7%
	(調整)		(調整)
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △34.2%		受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △52.4%
	評価性引当額 0.5%		評価性引当額 15.5%
	新株予約権失効株戻入益 △0.4%		新株予約権失効株戻入益 △1.7%
	その他 △0.0%		その他 0.4%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 6.7%		税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.5%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,156.96円	1株当たり純資産額	1,153.53円
1株当たり当期純利益金額	15.89円	1株当たり当期純利益金額	6.92円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	15.88円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	6.92円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	6,209	2,728
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	6,209	2,728
普通株式の期中平均株式数(千株)	390,911	394,533
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(千株)	76	58
(うち新株予約権)(千株)	(76)	(58)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類の目的となる株式の数。 (新株予約権 2,555,700株)	新株予約権7種類の目的となる株式の数。 (新株予約権 2,015,500株)

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結財務諸表の注記事項(重要な後発事象)をご参照下さい。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

連結財務諸表の注記事項(重要な後発事象)をご参照下さい。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	1	—	—	1	0	0	1
有形固定資産計	1	—	—	1	0	0	1

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	295	288	295	—	288
関係会社事業損失引当金	—	192	—	—	192

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	3
預金	
当座預金	27,864
その他	21
預金計	27,886
合計	27,890

② 関係会社短期貸付金

相手先	金額（百万円）
株式会社三越	105,699
株式会社伊勢丹	37,653
株式会社岩田屋三越	15,778
株式会社札幌丸井今井	8,235
株式会社クイーンズ伊勢丹	2,323
その他	1,360
計	171,050

③ 関係会社株式

区分	銘柄	金額(百万円)
子会社株式	株式会社三越	281,678
	株式会社伊勢丹	136,202
	株式会社岩田屋三越	15,041
	株式会社高松三越	2,124
	株式会社札幌丸井今井	2,000
	株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ	1,761
	株式会社新潟三越伊勢丹	1,669
	株式会社エムアイカード	1,175
	株式会社名古屋三越	1,064
	株式会社仙台三越	781
	株式会社札幌三越	637
	株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ	205
	株式会社松山三越	203
	株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポート	127
	株式会社静岡伊勢丹	114
	株式会社函館丸井今井	100
	株式会社三越伊勢丹ビルマネジメント	15
	株式会社三越伊勢丹ソレイユ	11
	計	444,916
関連会社株式	株式会社ジェイアール西日本伊勢丹	8,000
	計	8,000
合計		452,916

④ 関係会社長期貸付金

相手先	金額（百万円）
株式会社三越	102,500
株式会社伊勢丹	12,000
計	114,500

⑤ 短期借入金

区分	金額（百万円）
株式会社三井住友銀行	16,500
株式会社三菱東京UFJ銀行	14,000
中央三井信託銀行株式会社	4,000
株式会社北海道銀行	2,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,500
日本生命保険相互会社	1,500
その他	6,300
計	45,800

⑥ 関係会社短期借入金

区分	金額（百万円）
株式会社エムアイ友の会	82,175
株式会社エムアイカード	9,146
株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ	2,953
株式会社新潟三越伊勢丹	1,126
株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ	772
その他	3,336
計	99,511

⑦ コマーシャル・ペーパー

期日別	金額（百万円）
平成23年4月	17,000
平成23年5月	16,000
平成23年6月	17,000
計	50,000

⑧ 長期借入金

区分	金額（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,500
三菱UFJ信託銀行株式会社	20,000
中央三井信託銀行株式会社	17,500
株式会社三井住友銀行	15,000
株式会社日本政策投資銀行	15,000
その他	2,500
計	90,500

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで		
定時株主総会	6月中		
基準日	3月31日		
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日		
1単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り・買増し			
取扱場所	東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社		
取次所	—		
買取手数料	無料		
公告掲載URL	http://www.imhds.co.jp (但し、事故、その他の止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。)		
株主に対する特典	3月末日及び9月末日現在において、1単元以上保有している株主に対して、それぞれ6月下旬及び12月上旬に「株主様ご優待カード」（買物割引カード）を発行しております。		
	■有効期限		
	6月下旬発行の株主様ご優待カード 同年12月末日		
	12月上旬発行の株主様ご優待カード 翌年7月末日		
	1. 株主様ご優待カードによるお買物ご優待		
	当社グループ各店にて、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券、自社クレジットカードで合計105円（消費税を含む）以上のお買物（割引除外品目を除く）について利用限度額内で10%引きの割引を行います。		
	■発行基準		
	ご所有株数		ご利用限度額
	ご優待限度額		
	100株以上	300株未満	15万円
300株以上	500株未満	20万円	
500株以上	1,000株未満	25万円	
1,000株以上	3,000株未満	50万円	
3,000株以上	5,000株未満	75万円	
5,000株以上	10,000株未満	100万円	
10,000株以上		150万円	
■長期保有の特典			
確定日に300株以上かつ2年以上継続所有の株主様は上記ご利用限度額が2倍となります。			
2. 株主様ご優待カード提示によるご優待			
当社グループの百貨店の各店舗、その他のグループ店舗（レストラン施設、スーパーマーケット等）、契約施設（ホテル）等において株主様ご優待カードの提示により、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券で合計105円（消費税を含む）以上の施設のご利用（割引除外品目を除く）で割引やグループ百貨店各店舗の駐車場において無料駐車時間1時間延長サービスを受けることができます。			

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡を請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書	事業年度 第2期	自 至	平成21年4月1日 平成22年3月31日	平成22年6月28日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書	事業年度 第2期	自 至	平成21年4月1日 平成22年3月31日	平成22年6月28日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確認書	第2期 第1四半期	自 至	平成22年4月1日 平成22年6月30日	平成22年8月13日 関東財務局長に提出。
	第2期 第2四半期	自 至	平成22年7月1日 平成22年9月30日	平成22年11月12日 関東財務局長に提出。
	第2期 第3四半期	自 至	平成22年10月1日 平成22年12月31日	平成23年2月14日 関東財務局長に提出。
(4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書	事業年度 第2期	自 至	平成21年4月1日 平成22年3月31日	平成22年7月2日 関東財務局長に提出。
	事業年度 第2期	自 至	平成21年4月1日 平成22年3月31日	平成23年6月27日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書			平成22年6月29日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の割当決議）の規定に基づく臨時報告書			平成23年1月31日 関東財務局長に提出。
(6) 臨時報告書の訂正報告書	平成23年1月31日提出の臨時報告書（新株予約権の割当決議）に係る訂正報告書			平成23年2月16日 関東財務局長に提出。
(7) 発行登録追補書類（株券、社債券等）及びその添付書類				平成22年8月27日 関東財務局長に提出。
(8) 訂正発行登録書				平成22年6月28日 関東財務局長に提出。
				平成22年6月29日 関東財務局長に提出。
				平成22年7月2日 関東財務局長に提出。
				平成22年8月13日 関東財務局長に提出。
				平成22年8月24日 関東財務局長に提出。

平成22年11月12日
関東財務局長に提出。

平成23年 1 月31日
関東財務局長に提出。

平成23年 2 月14日
関東財務局長に提出。

平成23年 2 月16日
関東財務局長に提出。

平成23年 6 月27日
関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6 月28日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長	坂	隆	Ⓔ
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	弘	和 Ⓔ
--------------------	-------	---	---	---	-----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永	澤	宏	一 Ⓔ
--------------------	-------	---	---	---	-----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪	中	修	Ⓔ
--------------------	-------	---	---	---	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な会計方針の変更」に記載されている通り、会社は、当連結会計年度より、百貨店事業セグメントの有形固定資産の減価償却方法を変更している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6 月27日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 坂 隆 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 弘 和 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 諏 訪 部 修 ⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月28日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 坂 隆 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 弘 和 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永 澤 宏 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阪 中 修 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月27日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 坂 隆 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 弘 和 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 諏 訪 部 修 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月27日
【会社名】	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
【英訳名】	Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 石塚 邦雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当する事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目16番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員石塚邦雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社30社及び持分法適用会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社13社及び持分法適用会社8社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の合算額の概ね2／3に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金、棚卸資産、仕入高及び買掛金に係る業務プロセスを評価の対象としました。さらに選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月27日
【会社名】	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
【英訳名】	Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 石塚 邦雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目16番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員 石塚邦雄は、当社の第3期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。